廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

逐条解説

令和7年6月 長野県環境部資源循環推進課

沿革

平成21年3月1日 作成

平成22年3月1日 改定

平成23年9月1日 改定

平成27年4月1日 改定

平成 29 年 12 月 14 日 改定

令和元年12月14日 改定

令和3年4月1日 改定

令和6年1月17日 改定

令和7年6月1日 改定

第1章 総則

条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の適正な処理に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続その他必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

【趣旨】

- 1 この条は、この条例の目的を定めたものであり、本条例の解釈及び運用は、この条の目的規定を基本として行われる。
- 2 本条例の立法事実として、下記の事項が挙げられる。
- (1)廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)により 規制がされているところであるが、後を絶たない法の趣旨を逸脱した行為に対する更なる規制 が必要であること。
- (2) 廃棄物の適正な処理を確保するためには、法令による処理業者に対する規制ばかりでなく、排出事業者など廃棄物を排出する側の責務の強化と、そうした高い意識を持った排出事業者などの要求に応えられる優良な廃棄物処理業者が求められていること。
- (3)産業廃棄物処理業や施設設置の許可申請などに先立ち、事業計画者と地域の住民等が、開かれた場で議論し、その過程を通じて事業計画を地域の実情にあったより良いものとし、もって地域における紛争を回避し、合意形成を図る必要があること。

【解説】

法の目的と異なる点としては、「廃棄物の適正な処理を確保」するために、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続を定めることとしている点が挙げられる。これは、合意形成手続を通じて、住民が事業計画の内容に関与することで、事業計画者がその計画を地域の実情にあったより良いものとし、もってその地域における生活環境の保全に寄与する適正処理が期待されるため、条例独自に定めるものである。

条例

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
 - (2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
 - (3) 排出事業者 産業廃棄物を県内において排出する事業者をいう。
 - (4) 産業廃棄物処理業者等 次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
 - イ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者
 - ウ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
 - エ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者
 - オ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号。以下この号及び第 31 条において「使用済自動車再資源化法」という。)第 60 条第 1 項の規定による解体業の 許可を受けた者
 - カ 使用済自動車再資源化法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者 キ第20条第1項の規定により指定(同条第3項の指定の更新を含む。)を受けた者(以下 「再生利用業者」という。)

【趣旨】

この条は、この条例における用語の定義である。

【解説】

- 1 「廃棄物」等の基本的用語の定義は、法の定義による。
- 2 「排出事業者」は、第2章第2節の「排出事業者の講ずべき措置」等の適用範囲を明確にする ため、産業廃棄物を「県内において」排出する者に限定した。
- 3 「産業廃棄物処理業者等」とは、第6条の「産業廃棄物の処理等に関する基準」及び第29条の「記録及び閲覧」並びに第52条の「報告の徴収」及び第53条の「立入検査」において、義務主体などとして用いている。

なお、それぞれの制度の義務主体は「法の許可を受けた産業廃棄物処理業者等」に限定される ものではなく、排出事業者がこれに該当する場合もある。(例えば、記録及び閲覧については法 の許可を有しないいわゆる自社処理業者も義務を負う。)

4 特別管理産業廃棄物の定義は法に規定するとおりである。

条例

(県の責務)

第3条 県は、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に 防止するため、法又はこの条例の規定に基づく処分、勧告等を厳正かつ速やかに行わなけれ ばならない。

【趣旨】

この条では、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するために、県は行政処分及び勧告等を、厳正かつ速やかに行うこととした。

【解説】

- 1 「勧告等」の「等」とは、第50条から第53条にかけての行政処分等の公表や報告徴収及び立 入検査の権限の行使のことである。
- 2 この責務規定は、「行政処分の指針について」(平成 17 年 8 月 12 日環廃産発第 050812003 号) 中の、「違反行為が継続し、生活環境保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。」を受け、行政処分等を厳正かつ速やかに行っていくことを改めて宣言するものである。

条例

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制を整備するよう 努めなければならない。

【趣旨】

この条は、事業者が産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制の整備に努めなければならないこととしたものである。

【解説】

- 1 この条中の「適正な処理を行うために必要な管理体制」の整備とは、法第 12 条第 8 項に規定 する産業廃棄物処理責任者(法 15 条施設を設置する排出者)や法第 12 条の 2 第 8 項に規定する 特別管理産業廃棄物管理責任者(特別管理産業廃棄物の排出者)の選任などにとどまらない。
- 2 管理体制の構築にあたっては、「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」(平成 16 年 9 月 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会(経済産業省))などを参考にすること。(URL http://www.meti.go.jp/committee/downloadfiles/g40917cj.pdf)
- 3 同ガイドラインで事業者の管理体制について挙げている事柄の一部を以下に要約・抜粋する。

- (1) 経営者は全社に対して廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた経営理念を提示し、全社的な取組を進めていくことを明確に指示する
- (2) 全社レベルでの廃棄物の管理を担当する部門を決め、各部門の責任範囲と権限を定める
- (3) 廃棄物管理担当部門は、廃棄物の流れの全社的把握と減量化を含めた計画策定、3R推進に向けた分別ルールの整備にあたる
- (4) 各店舗・事業所は、それぞれ現場の廃棄物管理担当者を決め、廃棄物等の発生現場として日常的な管理、実績の取り纏め及び廃棄物担当部門への報告等を行う
- (5) 廃棄物等の管理に係る状況を定期的に監査する仕組
- (6) 情報の共有と改善すべき点のフィードバック
- 4 第3条の県の責務と第5条の県民の責務と異なり、この条の事業者の責務だけが努力義務となっているが、これは他の二つが不適正処理を防止するために直接必要な責務であるのに対し、この条は適正処理の確保のために間接的に機能する事項の責務であるためである。

条例

(県民の責務)

第5条 県民は、廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該処理の状況を県その他の関係機関に通報しなければならない。

【趣旨】

この条は、県民全員参加による不適正処理の監視により、取締の端緒となる情報収集を目指し、 県民が廃棄物の不適正処理を知ったときは、関係機関(国、県、市町村等)に通報しなければなら ないこととした。

【解説】

- 1 この条の「廃棄物」とは一般廃棄物又は産業廃棄物のことであり、「その他の関係機関」とは 市町村、国等の機関のことである。
- 2 労働者がその勤務先において廃棄物の不適正処理が行われることを知り、それを内部告発した場合には、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の規定により保護される。

第2章 産業廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 産業廃棄物の処理等に関する基準等

条例

(産業廃棄物の処理等に関する基準)

第6条 排出事業者及び産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理及びこれに付随する 行為(以下この条及び次条において「処理等」という。)を行うときは、規則で定める 産業廃棄物の処理等に関する基準に従わなければならない。

【趣旨】

この条は、法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準が規制していない行為等に起因する周辺の生活環境への影響を防止し、違法状態に結びつく蓋然性の高い保管を規制するものであって、いずれも法の定めのない事柄について定めるものである。

規則

(産業廃棄物の処理等に関する基準)

- **第2条** 条例第6条の規則で定める産業廃棄物の処理等に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して産業廃棄物を保管するときは、次によること。
 - ア 底面及び側面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - イ 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。
 - (2) 産業廃棄物を保管するときは、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

【解説】

1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(以下「政令」という。)第6条第1項第2号ロ(1)で準用する第3条第1号リ(2)(4)の規制は、「一般廃棄物(産業廃棄物に読み替え)の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと」としている。

この条では「地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して産業廃棄物を保管する」ときは、政令で規定している底面に加えて側面も不浸透性材料で覆うとともに、雨水に接触することがないよう屋根、覆い等を設置することを求めている。

2 「火災の発生を防止するために必要な措置」とは、自然発火しないよう適正な温度管理を 行うことや、火災の原因と産業廃棄物が接触しないよう措置することをいう。

「消火器その他の消火設備を設けること」とは、消火器の設置や、防火用水の確保をいうが、必要になる施設の内容は廃棄物の量、性状等によって異なるものであって、産業廃棄物の保管をする事業者の責任において適切な施設を設けることを要する。

条例

(改善命令)

第7条 前条の基準に適合しない産業廃棄物の処理等が行われたときは、知事は、当該処理 等を行った排出事業者又は産業廃棄物処理業者等に対し、期限を定めて、当該産業廃棄 物の処理等の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

この条は、前条の産業廃棄物の処理等に関する基準に適合しない処理等が行われた場合に、 知事が、当該基準等に従った適正な処理等を命じる、行政処分に関する規定である。

【解説】

1 この条における改善命令の対象は、第6条で規定する基準に従わない産業廃棄物の処理等

を行った排出事業者又は第2条第4号で規定する産業廃棄物処理業者等である。

- 2 この条の改善命令に違反した場合には、第59条第1項第1号の規定により、1年以下の 拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることになる。
- 3 「その他必要な措置」とは、処理等の行為の中止、施設整備等が挙げられる。

条例

(木くずの保管期間等)

- 第8条 木くず (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第2条第2号に掲げるものをいう。次項において同じ。)のうち建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)を保管する者は、規則で定める期間を超えてこれを保管してはならない。ただし、処分又は再生のための保管を行う場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 木くずチップ(木くずを切断し、破砕し、又は粉砕したもので廃棄物以外のものをいう。以下同じ。)を保管する者は、規則で定める期間を超えてこれを保管してはならない。 ただし、容器を用いて保管する場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定するもののほか、木くずチップを保管する者は、規則で定める保管に関する基準に従い、生活環境の保全上の支障のないようにこれを保管しなければならない。

【趣旨】

- 1 第1項は、政令第2条に掲げる産業廃棄物である木くずのうち、工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じたものについて、保管期間の上限を定めるものである。
- 2 第2項で、木くずチップ(産業廃棄物である木くずを粉砕等したもので廃棄物でないもの) について、保管期間の上限を定めるものである。
- 3 第3項では、木くずチップがその性状において木くず(木くずの中間処理後の産業廃棄物) と相違するところがないため、廃棄物の保管に関する基準に準じて、生活環境の保全上の支 障のないようにこれを保管しなければならないことを定める。

【解説】

- 1 一般に「木くず」というときは木質の廃棄物全般を指すことがあるが、**この条例で保管期間の制限をかける木くずは、建設工事に伴い生じた木くずに限っている**。
- 2 「木くずチップ」とは、<u>産業廃棄物である木くず</u>(政令第2条第2号に規定する木くず全 てをいう。**すなわち、建設工事に伴い生じた木くずに限らない。)**を切断し、破砕し、又は 粉砕したものであって、廃棄物以外のものである。

なお、木くずをチップ化(中間処理)することによって、中間処理後の木くずが直ちに産業廃棄物ではなくなると解釈する趣旨ではないこと。

3 第3項の木くずチップの保管基準違反に対しては、第10条の改善命令が適用される。

規則

(木くずの保管期間)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

- 2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設において、処分又は再生のための保管を行う場合
 - (2) 容器を用いて保管する場合
 - (3) その他知事が特に必要と認めた処分又は再生のための保管を行う場合

【解説】

1 条例第8条第1項ただし書の規定に基づき、規則第3条第2項第1号では、処分又は再生のための保管を行う場合においては、省令第7条の6の「当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間」であれば、90日を超えて保管することが許容される場合があることを示した。

この場合の「当該産業廃棄物の処理施設」とは処理工程に応じてさまざまであるが、一次

処理後の木くずに係る「当該産業廃棄物の処理施設」は二次処理施設又は最終処分場であり、 当該木くずを一次処理施設で引き続き保管する場合は、原則どおり保管期間の制限がかかる。

2 第2項第3号は、天災等の特段の理由により90日を超えて保管する必要性が生じた場合の例外に関する規定である。

規則

(木くずチップの保管期間)

- 第4条 条例第8条第2項の規則で定める期間は、180日とする。
- 2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。
 - (1) 容器を用いて保管する場合
 - (2) 畜産業を営む者が、畜産業の用に供するために保管する場合

【解説】

畜産農家が畜産業以外の用途のために保管する場合は原則が適用され、保管期間の制限がかかる。

規則

(木くずチップの保管に関する基準)

第5条 第2条第1号及び第2号並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第8条第1号(ロの(2)の(中)を除く。)から第3号までの規定は、条例第8条第3項の規則で定める保管に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「産業廃棄物」とあるのは、「木くずチップ」と読み替えるものとする。

【趣旨】

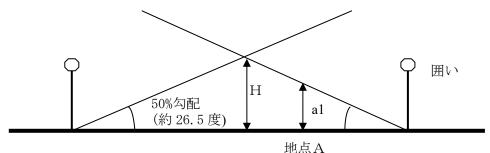
木くずチップの保管に条例及び法の産業廃棄物保管基準を準用し、生活環境保全上の支障を 防止するための規定である。

【解説】

条例第8条第3項の規定により規則第5条で定める保管に関する基準は、法第12条第2項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(以下「省令」という。)第8条で規定する産業廃棄物保管基準及び規則第2条で定める保管基準(地中保管の場合の基準と消火設備等の設置)と同等の基準(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物に関する部分を除く。)である。

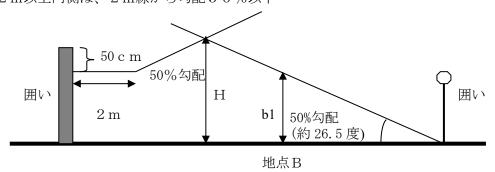
法第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 第1号 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - (1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - (p) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
 - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (二) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの
- 第2号 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散し ないように次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共 の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底 面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業 廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次に定める高さを超えないようにすること。
 - (1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合
 - ・高さの上限:囲いの下端から勾配50%以下



保管高さの上限 : H (最大) 地点Aの高さ上限: a 1

- (2) 片方が直接囲いに接している場合
- ・囲いの内側2mは、囲い高さより50cm以下
- ・2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



保管高さの上限 : H (最大) 地点Bの高さ上限: b 1

第3号 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする こと。

条例

(木くずチップの使用に関する基準)

第9条 木くずチップを使用する者は、規則で定める使用に関する基準に従い、生活環境の保全上の支障のないようにこれを使用しなければならない。

【趣旨】

この条は、当県において、木くずチップの使用と称した木くずの不適正処理事案が多発したことから、木くずの不適正処理と適正な使用とを区別するための基準を明確化し、木くずの不適正処理を防止するとともに、木くずチップの適切な使用を推進するための基準を設けるものである。

【解説】

- 1 この条の基準が適用される者は、目的の如何を問わず、木くずチップを使用するすべての 者である。したがって、マルチング、路面等の保護材、堆肥の水分調整材、燃料等、あらゆ る木くずチップの使用について共通の性状基準となる。
- 2 この条に違反する行為は廃棄物 (木くず) の不適正処理にあたる疑いがあるものとして、 法に基づく取締の対象となる。

規則

(木くずチップの使用に関する基準)

- 第6条 条例第9条の規則で定める使用に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる木くずチップは、使用しないこと。ただし、知事が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあっては、この限りでない。
 - ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物の新築、改築又 は除去に伴い生じた木くずを切断し、破砕し、又は粉砕した木くずチップ
 - イ 廃棄物が混入し、又は付着した木くずチップ
 - ウ 長さが10センチメートルを超える木くずチップ
 - (2) 雑草の防除又は植物の生育の保護若しくは促進のために木くずチップを使用するときは、10センチメートル以下の厚さで使用すること。ただし、知事が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあっては、この限りでない。
 - (3) 路面の保護、遊具の安全対策、緑化による法面の保護等のために木くずチップを使用するときは、次によること。
 - ア 使用する箇所を明確に区分すること。
 - イ 使用する範囲及び厚さは最低限必要なものとすること。
 - ウ 使用する木くずチップの飛散又は流出を防止するための措置を講ずること。
 - (4) スキー場のゲレンデにおいては、前号に規定する場合を除き、木くずチップを使用しないこと。

【解説】

1 規則第6条第1号は、木くずチップが備えているべき性状に関する基準である。

アは、建築物の除去等に伴い生じた木くずを原則使用禁止とする規定であるが、「知事が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用」とは、例えば排ガス処理装置にバグフィルターを備えた木質ボイラーでの使用や、あるいは使用する側における利用実態を知事が確認し認めた使用などであり、木くずチップの供給側からの求めに応じてその性状や製造方法などを知事が審査・承認する趣旨ではない。

イは、アの建設廃材由来のもの以外にも、廃棄物が混入、付着した木くずチップを原則使用禁止とする趣旨の規定であり、建設廃材でなくとも、合板や塗料の付着した木くず由来の木くずチップといったものも対象となる。

ウは、これを超える大きさのものの使用を原則使用禁止とする趣旨規定である。ただし、 堆肥の水分調整材等に使用する場合でこれを超える大きさで用いる必要があるときにおい て、CCA処理されていない木くずから作った木くずチップの使用まで禁ずる趣旨ではない。

2 第2号はいわゆるマルチング材として木くずチップを使用するときの基準である。

雑草防除の目的でマルチングをする場合、10cm を超える厚さで使用することに通常は合理性が認められず、木くずの不法投棄に当たる可能性が疑われるが、ブルーベリー栽培地や山林においてはこれを超える厚さで使用する必要性・合理性が認められる場合があり、この場合は10cmを超えて使用することが可能となる。

3 第3号は、遊歩道や馬場等の路面に木くずチップを敷き詰める場合、遊具等から転落した ときの衝撃吸収の目的で使用する場合、法面の緑化等のための資材として使用する場合の使 用基準である。

イは、敷き詰める範囲及び厚さに関する規定である。一律の厚さ基準を設けていないのは、 具体的な使用目的・条件によって厚さが変動することを想定しているためであって、敷設の 範囲(厚さを含む。)については、使用する側で「合理的な使用方法であること」について立 証することが求められる。

ウは、木くずチップは環境へ与える影響が木くずを中間処理した後の木くずと何ら相違がないものであるため、使用に当たって飛散流出による環境影響を防止するよう求めるものである。

4 燃料や堆肥の水分調整として使用する場合等、規則の第2号及び第3号以外の目的に使用する場合は、規則の第1号のみが適用される。

条例

(改善命令)

第 10 条 第8条第3項の基準に適合しない木くずチップの保管が行われたときは、知事は、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、木くずチップの保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

この条は、知事が、第8条第3項の木くずチップの保管に関する基準に従わない保管を行った者に対して、当該基準等に従った適正な保管を命じる行政処分に関する規定である。

なお、第8条第1項及び第2項の基準違反は、法に基づく行政処分等の対象となるものであり、この条例の対象から除くものである。

【解説】

- 1 改善命令の対象となる者は、第8条第3項の木くずチップの保管に関する基準に従わない 保管を行ったすべての者である。
- 2 改善命令に違反した場合には、第59条第1項第1号の規定により、1年以下の拘禁刑又 は50万円以下の罰金に処せられる。
- 3 「保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきこと」の「その他必要な措置」とは、保 管量の削減や保管行為の中止などが想定される。

【参考】木くず及び木くずチップに関する本条例に係る規制の整理

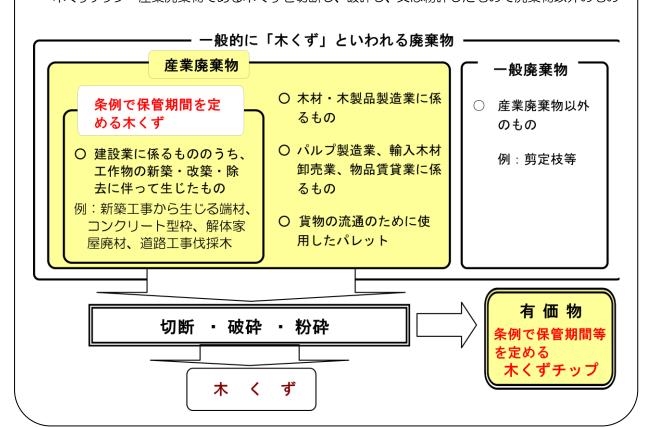
		保管期間	保管基準	使用基準
木くず	条例の基準	〇 (90 目)	× (法の基準が適用)	
	条例の罰則	× (法の罰則が適用)	× (法の罰則が適用)	
木くず チップ	条例の基準	〇 (180 日)	0	0
	条例の罰則	× *	0	× *

※ 違反した場合は廃棄物である木くずに該当するものとして法の罰則が適用されることがある。

コラム 条例上の木くずと木くずチップ

この条例(第8~10条)で対象となる木くず及び木くずチップは以下のものです。

- ・木 く ず 産業廃棄物である木くずのうち、建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- 木くずチップ 産業廃棄物である木くずを切断し、破砕し、又は粉砕したもので廃棄物以外のもの



条例

(排出事業者の講ずべき措置)

- 第11条 排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、排出事業者は、県内においてその産業廃棄物の不適正 な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、規則で定めるところ により、速やかに適切な措置を講じなければならない。

【趣旨】

- 1 第1項は、排出事業者がその産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときに、処理の状況に 関する確認を行うとともに、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう、必要な措置を講じなければならないとするものである。
- 2 第2項は、排出事業者がその産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に、その産業廃棄物が県内で不適正に処理され、又は処理されるおそれがあることを知ったときには、規則で定める適切な措置(生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置)を自ら講じなければならないことを規定したものである。

【解説】

- 1 第1項は、法第12条第7項が「産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように<u>努めなければならない</u>」としているのに対し、「必要な措置を講じなければならない」とするものであり、排出事業者の責任を強化した条例独自の規定である。
 - なお、排出事業者は第2条で定義しているが、国及び地方公共団体も含まれる。
- 2 第2項の規則で定める適切な措置とは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止の ために必要な措置及び知事への報告である。これは法第12条の3第8項を受けた省令第8 条の29と同様の内容である。
- 3 法第 19 条の 6 第 1 項においても都道府県知事は排出事業者等に対して支障の除去等の措置を講ずるよう命令することができることとされているが、法の措置命令は産業廃棄物の処分者の資力や排出事業者等が不適正処理について知りうる立場にあったことが立証されなければ発動されないのに対し、この条例はそのような前提要件を問わず、排出事業者が産業廃棄物の処理委託について十分な注意を払わなかったという過失に基づき発動されるものである点などが異なる。

<参考> 法第19条の6第1項

前条第1項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者…に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

- ① 処分者等の資力その他の事情から見て、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- ② 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、 運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第12条第7項、第12 条の2第7項及び第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第9項の規定の趣旨に 照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

- 4 第1項の「処理の状況に関する確認」及び「必要な措置」については、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、例示すれば下記のようなものがあるが、これら全てを講ずれば免責されるというものではない。「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」も参照のこと。
 - 産業廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の調査
 - ※ 処理費用が市場価格を下回る場合、不適正処理が行われる可能性が高くなる。不 適正処理が行われた場合において、処理委託に係る費用が合理的な根拠を有するこ とを排出事業者が立証できない場合、法の規定に基づき、排出事業者に対して措置 命令が発せられることがある。(命令違反には罰則がある。)
 - 産業廃棄物の処理委託先に関する下記の事項の確認
 - ・ 過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況
 - 環境認証 (IS014001、エコアクション 21 等) の取得状況
 - 「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の締結の有無
 - ・ 「優良産廃処理業者認定制度」への対応状況
 - ・ 産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する公表情報
 - 処理委託前における処理施設等の現地確認(継続して処理を委託する場合にあっては、 処理委託後の処理施設等の現地確認)

なお、現地確認とは漫然と処理施設を目視すれば足るものではなく、既存の廃棄物の保管状況・量、施設の処理能力等も含めて状況を確認し、不適正処理が行われる可能性の存否も含めて確認する趣旨である。

- 役員・従業員の教育状況
 - ※ 許可の取得又は更新のための必要なものだけでなく、業界団体が実施する自主的な学習会への参加状況等について勘案することが適当である。
- 5 この条例は、商行為で通常行う取引先の信用度の調査と同程度の注意を廃棄物の処理委託(いわば、廃棄物処理という特殊技能を要する専門サービスの購入)についても払うことを求めるものであり、どのような措置をどの程度講ずるかは排出事業者の裁量の範囲・排出事業者の自己責任であって、処理委託の頻度、量、相手方の廃棄物の保管状況、行政処分又は指導の累積状況などによって判断すべきものである。

すなわち、委託先の現地調査を年に1回行っていれば一律に免責されるといったものではなく、処理業者が行政処分・指導を繰り返し受け、若しくは周辺住民から訴訟を起こされるなど、不適正処理が行われる可能性が客観的にも認められる状況にあれば、委託の都度現場確認が必要になる場合もあり得る。

このように、一律に免責要件を規定することは困難であるため、個別の不適正処理事案ごとに事後的に知事が当該事案の排出事業者が措置を十分講じたかどうかを判断する。

6 「行われ、又は行われるおそれがある」ことの判断基準は個々の排出事業者の置かれた状況によって左右されるものではなく、日常的に商取引を行っている民間企業の役員・従業員の注意をもってすれば不適正処理(通常の商取引に例えれば「不良品の納入」)がなされることを知り得たかどうかを問うものである。

なお、処理委託先において不適正な処理が行われることを知りながら、又はその可能性が高いことを知りながら処理を委託した場合において排出事業者が「不適正処理が行われない」と判断したことに正当な理由があったことを示すことができないときは、法の定めるところにより、排出事業者に対して措置命令が発せられる場合もある(違反した場合は刑罰が科せられる)ことに注意が必要である。

7 第2項の規定は、法第12条の3第8項が「管理票交付者は、(中略)管理票の写しの送付を受けないとき、(中略)環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。」とあるのに対し、この条の第1項の規定により様々な確認等の措置を講じる中で、処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された、又は処理されるおそれがあることを知っ

た場合に、適切な措置を講じなければならないとするものである。

なお、処理委託後の確認の過程で法 12 条の 3 第 8 項に基づく措置を講じた場合は、法律・ 条例の優先関係から、この条例の適用は差し控え、法を適用するものである。

8 第1項は、排出事業者に対し、その地位に基づく注意義務を求めるものであり、第2項は 処理の委託に当たっての排出事業者の過失の有無を問わず発動される規定である。すなわち、 第1項の措置を講じたか否かにかかわらず、第2項は発動されるものである。

規則

(排出事業者の講ずべき措置)

第7条 排出事業者は、条例第11条第2項に規定する場合には、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずるとともに、当該支障の除去等の措置を講じた日から14日以内に、排出事業者措置内容報告書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

【解説】

排出事業者の構ずべき措置の例としては、次のようなものが考えられる。

なお、ここに掲げたものはあくまで一例であり、個別具体的な事情に応じて構ずべき措置の 内容は異なるものである。

- 排出した産業廃棄物の回収及び他の処理業者への処理委託
- 不適正処理の恐れがある場合にあっては処理委託の中止
- 継続して処理委託している場合にあっては取引の打ち切り
- 飛散流出を防止するためのブルーシート等の設置 等

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項

管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第3項から第5項まで若しくは第12条の5第5項の規定による管理票の写しの交付を受けないとき…は、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、**適切な措置を講じなければならない。**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29

管理票交付者は、法第 12 条の 3 第 8 項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、…報告書を都道府県知事に提出するものとする。

条例

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第 12 条 知事は、前条第 2 項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合において、その排出事業者が同条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該排出事業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(第 15 条及び第 19 条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを勧告することができる。

【趣旨】

この条は、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理が行われた際に、その産業廃棄物の排出事業者に対し、生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じるよう勧告できるとする規定である。

【解説】

1 この条による排出事業者に対する勧告は、排出事業者が第 11 条第 1 項・第 2 項の双方に 違反した場合に行われるもので、どちらかの措置を十分講じていたと認められれば、勧告に は至らない。(個別の不適正処理事案ごとに、当該排出事業者が措置を十分講じたかどうか を、知事が事後的に判断する。)

2 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容(氏名等を含む。以下同じ。)が公 表されることとなっている。(第51条参照)

条例

(工事発注者の講ずべき措置)

第13条 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(県内において施工されるものに限る。以下単に「建設工事」という。)を発注する者(第16条第1項及び第29条において「工事発注者」という。)は、その建設工事の受注者(以下「工事受注者」という。)に対し、当該工事受注者が当該建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを確認するよう努めなければならない。

【趣旨】

- 1 不法投棄の大部分を建設工事(特に建築物の解体工事)に伴い発生する産業廃棄物(建設産業廃棄物)が占めるともいわれる現状に鑑み、その排出に関わる工事発注者に対し、この条例独自に努力義務を課すものである。
- 2 この条は、県の区域内(条例が適用されない長野市及び松本市の区域を除く。以下同じ。) で施工される建設工事に伴い発生する建設産業廃棄物の処理について、当該建設工事の受注 者が適正に建設産業廃棄物の処理を行うことが可能であることを、当該建設工事を発注する すべての者(国・地方公共団体等も含み、事業者であるかどうかを問わない。)に対し、確認 するよう求めるものである。
- 3 この条に規定する措置は努力義務であり、可能な範囲で講ずれば足るものである。

【解説】

- 1 工事発注者は建設産業廃棄物の適正な処理に必要な費用まで含めて工事費用を負担しているものであり、処理費用を度外視した工事発注が行われた場合不適正処理・不法投棄につながるおそれがあることから、工事発注者も産業廃棄物の処理について一定の責任を負うことを明確にした規定である。
- 2 「産業廃棄物の処理を適正に行い得ること」とは、工事受注者が自ら適正に処理する場合 だけでなく、「工事受注者が産業廃棄物の処理を専門の処理業者へ委託するに際し、排出事 業者としての適切な対応が可能であること」まで含めた広い概念である。
- 3 「産業廃棄物の処理を適正に行い得ること」の確認とは、例えば次のような措置を講ずる ことである。
 - 建設産業廃棄物の処理に関する工事受注者の計画の確認
 - 工事受注者がその建設産業廃棄物を自ら処理する場合(法の許可を持たないときに限る。)にあっては、その積替保管場所及び処理施設の保管場所の状況の現地確認
 - 工事受注者がその建設廃棄物の処理を委託する場合にあっては、その委託先業者の行 政処分又は行政指導の累積状況の確認 等

この場合の現地確認とは、単にその場所を現認するのみではなく、現に保管されている産業廃棄物の量、保管状況、廃棄物の処理施設の処理能力等も含めて確認し、過剰保管等の不適正処理が行われるおそれがないことを確認することを求める趣旨である。

条例

(工事発注事業者の講ずべき措置)

- 第14条 建設工事のうち規則で定めるものを発注する事業者(以下「工事発注事業者」という。)は、工事受注者に対し、当該建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理が適正に行われるために、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の処理に関する事項を確認しなければならない。
- 2 工事発注事業者は、前項の規定による確認をしたときは、規則で定めるところにより、 その内容を記録し、これを保存しなければならない。
- 3 工事発注事業者は、県内においてその建設工事に伴い生じる産業廃棄物の不適正な処

条例

理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかに適切な措置を講じなければならない。

【趣旨】

- 1 この条は、県内で施工される建設工事に伴う建設産業廃棄物の処理について、当該建設工事を発注する事業者(一定の規模以上の建設工事を発注する事業者)に対し、当該建設工事の受注者が適正に産業廃棄物の処理を行うこと(排出事業者として適切な措置を講じること)が可能であることを、確認するよう求めるものである。
- 2 講ずべき措置の内容は、規則第9条各号で定める事項を確認することである。
- 3 第2項は、この条に規定する措置を講じたことを記録に残し、その記録を保存することを 求める規定である。

記録義務違反(記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を備えおかないこと)については罰則が適用となる。(第59条第3項第1号)

4 第3項は、第11条第2項の趣旨と同じく、発注した建設工事に伴い排出された産業廃棄物が県内で不適正に処理され、又は処理されるおそれがあることを知ったときには、規則で定める適切な措置(生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置)を自ら講じ、知事にその状況等を報告しなければならないことを規定したものであり、次のようなものが考えられる。

なお、ここに掲げたものはあくまで一例であり、個別具体的な事情に応じて講ずべき措置 の内容は異なるものである。

- 不適正処理の恐れがある場合にあっては工事の中止又は処理業者の変更を工事の条件 とすること
- 飛散流出を防止するためのブルーシート等の設置 等

規則

(建設工事の規模)

第8条 条例第14条第1項の規則で定める建設工事は、その規模が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)第2条第1号又は第2号に掲げる建設工事の規模に関する基準以上のものとする。

【解説】

条例上「一定規模以上の建設工事の発注者」が「工事発注事業者」となることとされており、この条はその建設工事の規模について定めている。その規模は、具体的には次のとおりである。 (平成23年9月現在)

- ① 解体工事 当該解体工事に係る床面積の合計が80平方メートル以上のもの
- ② 新築・改築工事 当該建築物(増築の場合にあっては、当該工事に係る部分に限る。) の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

規則

(工事発注事業者の確認)

- **第9条** 条例第14条第1項の規定による確認は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項について行うものとする。
 - (1) 建設工事の請負契約の締結の前 次に掲げる事項
 - ア 建設工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理に通常要する費用
 - イ 建設工事に伴い生じる産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の 処理の行程において収集若しくは運搬又は処分を行う者に関する次に掲げる事項
 - (ア) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地)
 - (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」とい

- う。) 第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは 第15条第1項の許可の番号又は条例第20条第1項の指定(同条第3項の指定の更 新を含む。ウ及び第19条において同じ。) の番号
- (ウ) 法又は条例の規定に基づく過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況
- ウ 工事受注者(条例第13条に規定する工事受注者をいう。以下同じ。)が、その建設 工事に伴い生じる産業廃棄物の積替え、保管又は処分を県内で自ら行う場合(法第 14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1 項の許可又は条例第20条第1項の指定を有しないときに限る。)にあっては、その 積替え、保管又は処分を行う場所の現地の状況
- (2) 建設工事の請負契約の締結の後 建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分の委託に当たり締結した委託契約書に記載されている事項(工事受注者が、その建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に限る。)
- (3) 建設工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分の終了後 次に掲げる事項
 - ア 法第12条の3第1項の規定により工事受注者が交付した産業廃棄物管理票及び 同条第5項の規定により工事受注者が送付を受けた産業廃棄物管理票の写し(第12 条において「産業廃棄物管理票等」という。)に記載されている事項(工事受注者 が、その建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に限る。)
 - イ 次に掲げる事項(第1号のウに規定する場合に限る。)
 - (ア) 建設工事の名称
 - (イ) 建設工事の場所
 - (ウ) 処分を行った当該産業廃棄物の総量及びその種類ごとの数量
 - (エ) 当該産業廃棄物の積替え、保管又は処分を行った場所の現地の状況

【解説】

- 1 建設工事の請負契約締結の前後で講ずべき措置(確認行為等)の内容は、排出事業者の場合と異なり、規則第9条で定めた事項についての確認を実施すれば足りる。
- 2 規則第9条第1号のウでは、建設工事に伴い排出された産業廃棄物を他の廃棄物処理業者 に処理委託せず、自ら処理する工事受注者(いわゆる自社処理業者)に工事を発注する場合 は、当該業者が法の許可(処理業の許可又は施設の設置の許可)を有していないときに限っ て、廃棄物の処理を行う場所の現地確認を求めている。

この場合の現地確認とは、単にその場所を現認するのみではなく、現に保管されている産業廃棄物の量、保管状況、廃棄物の処理施設の処理能力等も含めて確認し、過剰保管その他の不適正処理が行われるおそれがないことを確認することを求める趣旨である。

規則

(工事発注事業者の記録等)

- **第10条** 工事発注事業者(条例第14条第1項に規定する工事発注事業者をいう。以下同じ。)は、その建設工事ごとに、前条各号に定める事項を、同条の規定による確認をした日の属する月の翌月の末日までに記録しなければならない。
- 2 前項の規定による記録の保存は、次によるものとする。
 - (1) 記録は、1年ごとに作成すること。
 - (2) 記録は、作成後事務所に5年間保存すること。

(工事発注事業者の講ずべき措置)

第11条 工事発注事業者は、条例第14条第3項に規定する場合には、支障の除去等の措置 を講ずるとともに、当該支障の除去等の措置を講じた日から14日以内に、工事発注事業 者措置内容報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

【解説】

- 1 工事受注者が説明をせず、又は虚偽の説明をした場合においてはその旨を記録するとともに、知事への報告その他適切な措置を講じることが求められる。
- 2 第2項第2号の「事務所」とは、発注を行った事務所である。
- 3 規則第11条の措置の内容については規則第7条の解説を参照のこと。

条例

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第 15 条 知事は、前条第3項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合において、その工事発注事業者が同条第1項の規定に違反して確認をせず、かつ、同条第3項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該工事発注事業者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

【趣旨】

この条は、建設工事に伴い排出された産業廃棄物の不法投棄や不適正処理が行われた際に、 その産業廃棄物の排出事業者だけでなく、工事発注事業者に対しても、生活環境の保全上の支 障の除去等の措置を講じるよう勧告できるとする規定である。

【解説】

- 1 この条による排出事業者に対する勧告は、工事発注事業者が第 14 条第 1 項・第 3 項の双 方に違反した場合に行われるもので、どちらかの措置を十分講じていたものと認められれば、 勧告には至らない。
- 2 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容が公表される(第51条参照)。
- 3 この条の勧告は、不適正処理された産業廃棄物について、工事受注者(=排出事業者)が 第 11 条の規定により排出事業者の講ずべき措置を講じたか否かにかかわらず、工事発注事 業者の対応状況に基づいて行われるものである。

冬例

(工事受注者の講ずべき措置)

第 16 条 工事受注者は、工事発注者からその建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を 適正に行い得ることの説明等を求められたときは、誠実にこれに応じなければならない。2 工事受注者は、工事発注事業者に対し、規則で定めるところにより、その建設工事に 伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項を説明しなければならない。

【趣旨】

この条は、工事発注者(工事発注事業者)の講ずべき措置の裏返しとして、工事を受注した 側が行うべき措置を規定したものである。

【解説】

- 1 第1項は、工事発注者から求めがあったときに、工事受注者が対応すべきことを規定するものである。
- 2 「処理を適正に行いうること」とは、工事受注者自ら建設産業廃棄物を処理する場合は法に定める処理基準に沿って生活環境の保全上の支障がないよう適正に処理することができる施設及び能力を有することをいい、処理を委託する場合は工事受注者が建設産業廃棄物の最終処分に至るまでの行程について適正な処理がなされるよう、処理委託先の能力や処分状況の確認等について排出事業者として必要な配慮を払っていることをいう。
- 3 第2項の規定による説明は、工事発注事業者からの要求の有無にかかわらず、必ず実施する必要がある。
- 4 建設産業廃棄物の排出事業者は元請業者となるので、元請業者が工事受注者としてこの条の規定により工事発注者・工事発注事業者に対して説明を行うものであること。

(工事受注者の説明)

- 第12条 条例第16条第2項の規定による説明は、第9条各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項について行うものとする。この場合において、同条第2号に定める事項については同号に規定する委託契約書の写しを、同条第3号のアに掲げる事項については産業廃棄物管理票等の写しを、同号のイに掲げる事項については当該事項を記載した書面を工事発注事業者に交付して説明するものとする。
- 2 前項の規定による第9条第2号に定める事項の説明は、委託契約を締結した日から10 日以内に行わなければならない。
- 3 第1項の規定による第9条第3号に定める事項の説明は、同号のアに掲げる事項にあっては法第12条の3第5項の規定により産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日から、同号のイに掲げる事項にあっては中間処理又は最終処分を行った日から、それぞれ10日以内に行わなければならない。

【解説】

- 1 規則第 12 条に定めるところにより工事受注者が説明を行わなかったときは、工事発注事業者は、「不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあること」を知ったものとして、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 2 知事への報告は、建設リサイクル法に基づくものとこの条例に基づくものとの2種類があるが、それぞれ趣旨・目的が異なるものであり、条例に基づく報告を持って建設リサイクル 法による報告に替えること(及びその逆)はできない。

条例

(説明に関する勧告)

第17条 知事は、工事受注者が前条第2項の規定に違反して説明をせず、又は虚偽の説明をしたときは、当該工事受注者に対し、同項の規定による説明その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

【趣旨】

工事受注者が工事発注事業者に対する説明義務を果たさなかった場合、工事発注者(工事発注事業者)がその責務を果たすことが困難となるため、知事が必要な措置を講ずべきことを当該工事受注者に対して勧告することができる旨の規定である。

【解説】

- 1 「その他必要な措置」の内容を例示すれば、自社処理業者が処理を行った現地の状況確認について協力すること(敷地への立ち入りや記録のための写真撮影等の認容)等である。
- 2 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容が公表される(第51条参照)。

条例

(土地所有者等の講ずべき措置)

- 第18条 県の区域内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地において、廃棄物の不適正な処理が行われないように、当該土地の 適正な管理に努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、その土地を産業廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に使用させるときは、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、その土地において産業廃棄物の不適 正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、規則で定めるとこ ろにより、速やかに適切な措置を講じなければならない。

【趣旨】

1 この条は、土地所有者等が土地を管理する際に不法投棄や不適正処理がその土地で行われ

ることを防ぐために必要な措置を講ずるよう求める規定である。

- 2 第1項は土地所有者等全般に適用される規定であり、土地の適正な管理についての努力義 務を規定している。
- 3 第2項は、産業廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に土地を貸す場合に限定した土 地所有者等の義務を規定したものである。
- 4 第3項は、産業廃棄物の処理を行う者が、使用させた土地で不適正処理を行い、又は行われるおそれがあることを知った土地所有者に対して規則で定める適切な措置(生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置)を自ら講じなければならないことを規定したものである。

【解説】

- 1 第1項の「県の区域内の土地」とは、長野市及び松本市の区域を除く長野県の区域内に存する土地をいい、当該土地の所有者等の所在が県内であるか県外(長野市及び松本市の区域を含む。以下同じ。)であるかを問わず適用となる。
- 2 第1項の「廃棄物の不適正な処理が行われないよう」にするための「適正な管理」の例としては、次のようなものが挙げられる。要すれば、社会通念上土地所有者として不適正処理が行われないための措置として要求される程度の管理をいい、土地所有者が遠隔地に居住する場合には、当該土地の付近に居住する者に管理を委託することなどが考えられる。
 - 廃棄物が持ち込まれないようその周囲に囲いを設けること
 - 定期的な土地の状況の確認
 - 普段自ら使用しない管理道路等の封鎖
 - 周辺住民への連絡先の周知(不在地主等の場合)
 - 不法投棄されにくい環境の整備(草刈り、立て看板の設置等)
- 3 第2項は、土地所有者等の安易な土地の貸借等が結果として不適正処理を行う者を助ける 結果につながる例があるため、注意義務を課すものである。また、「必要な措置」の例として は次のようなものが挙げられるが、具体的にどのような措置を講ずるかは基本的に土地所有 者の裁量の範囲であり、相手方の信用度等によっても異なるものである。
 - 借地人(転借地人を含む。)の土地の使用目的の事前確認
 - 借地人の行政処分等の状況の事前確認
 - 定期的な土地の状況確認
 - 貸借契約の締結(法令遵守義務や契約解除に当たっての原状回復義務を付すこと) なお、第1項と同様、当該土地の所有者等の所在が県内であるか県外であるかを問わず適 用となる。

また、個別の不適正処理事案ごとに、当該土地所有者等が措置を十分講じたかどうかを、 知事が事後的に判断するものであること。

- 4 第2項の「産業廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者」とは、いわゆる廃棄物処理業者に限らず、建築物の解体に伴う産業廃棄物を自ら処理する建設業者など、その範囲は広範にわたるものである。
- 5 この条は、土地所有者以外の者がその土地を賃借し、使用している場合におけるその土地 の所有者、土地の上空部分のみを使用する地上権設定者等、実質的に管理権原を有しない者 については適用されない。

規則

(土地所有者等の講ずべき措置)

第13条 条例第18条第1項に規定する土地所有者等は、同条第3項に規定する場合には、 支障の除去等の措置を講ずるとともに、当該支障の除去等の措置を講じた日から14日以 内に、土地所有者等措置内容報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

【趣旨】

この条は、土地所有者等が廃棄物の処理を行う者に土地を使用させた場合において、当該土

地で廃棄物の不適正処理が行われたときに取るべき行動の内容について規定したものである。 支障の除去等の措置としては、次のようなものが考えられる。

なお、ここに掲げたものはあくまで一例であり、個別具体的な事情に応じて講ずべき措置 の内容は異なるものである。

- 悪臭発散や汚水流出の改善措置の実施や、金網・柵等を設置するよう賃借人に促す(応じない場合の土地の賃貸借契約解除を含む。)
- 使用目的を賃借人が偽っていたとき(例えば資材置場のために使うと言いながら実際は 廃棄物の保管や処分のために使っていたときなど)にあっては、目的外利用を理由とした 土地の貸借契約の解除 等

条例

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第 19 条 知事は、前条第 3 項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合において、その土地所有者等が同条第 2 項及び第 3 項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

【趣旨】

この条は、産業廃棄物の処理を行う者に土地を使用させた場合において、当該土地で産業廃棄物の不適正処理が行われた際に、その産業廃棄物の排出事業者等だけでなく、土地所有者等に対しても、生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じるよう勧告できるとする規定である。

【解説】

1 この条の勧告は、第18条第2項及び第3項違反を根拠に行われる。すなわち、第18条第 2項・第3項の両方に違反して、それぞれに規定されている措置を講じなかった場合に行わ れるものである。

したがって、単に土地を所有等しているだけで、産業廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に土地を使用させていない土地所有者等については、不法投棄その他の不適正処理が行われた場合でも、特段の事情がなければ、この条例の規定による支障の除去等の勧告はなされない。(つまり、自分には何の落ち度もないのに所有等する土地において不法投棄等がされてしまった被害者に対しては条例上の責任はない。)

- 2 この条の勧告は、不適正処理された産業廃棄物について排出事業者や工事発注事業者がこ の条例の規定に基づき支障の除去等の措置を講じたか否かにかかわらず、土地所有者等の対 応状況に基づいて行われる。
- 3 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容が公表される(条例第51条参照)。
- 4 不適正処理が行われた場合に、土地を使用させている者がその不適正処理を知り、又は知ることができる状態であったり、当初の目的と異なる使用により廃棄物の不適正な処理が行われたことを知りつつそのまま放置するような場合は、当該土地を貸している者を不適正行為者を助ける者として、法の措置命令(法第19条の5)の対象とする場合がある。

第3章 再生利用業者の指定

条例

(再生利用業者の指定)

- 第20条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。附則第2項において「省令」という。)第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に指定の申請をしなければならない。
- 2 知事は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、 同項の指定をしてはならない。
- (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。
- (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- ア 法第14条第5項第2号のイからへまでのいずれかに該当する者
- イ 第26条第1項(第1号(法第14条の3の2第1項第4号に係る部分に限る。)に係る部分を除く。)又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合(第26条第1項第1号(法第14条の3の2第1項第3号に係る場合に限る。)に該当することにより指定が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- (3) その指定に係る産業廃棄物(以下「指定産業廃棄物」という。)の排出事業者のみからその収集若しくは運搬又は処分の委託を受けること。
- (4) その事業が営利を目的としないものであること。
- (5) その事業により生活環境の保全上の支障が生じないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。
- 3 第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の指定の更新について準用する。
- 5 第3項の指定の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 6 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の 有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 7 第1項の指定(第3項の指定の更新を含む。第26条第1項第3号において同じ。)には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 8 再生利用業者は、その指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、規則で定める委託の基準に従い委託するときは、この限りでない。

【趣旨】

この条は、法の規定による許可を受けることなく、再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことを可能とする「再生利用業者指定制度」の指定申請について、必要な事項を定めるものである。

【解説】

1 これまで再生利用業者の指定については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第

- 9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」(平成6年4月1日付衛産第42号)に定めるところによって行ってきたが、条例で指定基準を明確にしたものである。
- 2 第1項は、指定に係る申請の方法について規定したものである。これまで廃棄物の処理及 び清掃に関する法律施行細則で申請様式のみを定めていたところであるが、条例制定に伴 い、細則の様式ではなく、この条例の施行規則様式として定めることとした。
- 3 第2項第1号は、指定に係る能力基準についての規定である。 第1号は、再生利用業者は産業廃棄物の処理・再生に携わる者であることから、法の許可 を受けた産業廃棄物処理業者と同程度の能力を備えていなければならないことを規定した ものである。
- 4 第2項第2号は、欠格要件について法に準じて規定したものである。法の欠格要件のほか、 再生利用業について指定の取消等の処分を受けている場合も欠格要件となることを規定す るものである。
- 5 再生利用業者は、指定に係る産業廃棄物の排出事業者のみから委託を受けるものであり、 産業廃棄物の再委託を受けることはないこと。(第2項第3号)また、排出事業者との指定 産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立され、かつ、その取引関係の継続性が確実であ ることが指定要件である。(同項第6号)
- 6 第2項第4号の「営利を目的としない」とは、次の要件を満たした場合に認められる。
 - (1) 再生輸送業

指定産業廃棄物の輸送費用について、排出事業者から、費用を受け取らず、又は再生輸送に要する適正な費用(当該再生輸送に係る燃料費、減価償却費(運搬車、運搬船その他の運搬施設、積替施設及び保管施設に係るものに限る。)及び直接労務費をいう。)の一部であることが明らかな料金のみを受け取ること。

なお、直接労務費は、県商工労働部が調査・公表した広域市町村圏ごとの運輸業の平均賃金額(指定の申請時における最新の調査結果)を参考に判断するものとする。

(2) 再生活用業

指定産業廃棄物の再生活用費用について、排出事業者から無償か、あるいは再生活用に要する適正な費用(当該再生活用に係る製造原価、すなわち製造直接費(直接材料費、直接労務費、直接経費)及び製造間接費とする。)の一部であることが明らかな料金のみを受け取ること。 なお、直接労務費は、当該再生活用業者が存する広域市町村圏の製造業の平均賃金額を参考に判断するものとする。

- 7 「営利を目的としない」とは、一般的には「収益を団体の構成員に分配しないこと」をい うが、再生利用業者は製造業者の一形態(廃棄物を原料に製品を製造する製造業者)と目す べきものでもあり、再生品の販売によって収益をあげること(製造コストは価格に転嫁すべ きこと)が当然の業態であることから、「処理行為そのものの営利性」に着目し、営利団体 であっても、排出事業者からは再生の対象となる産業廃棄物を無償で引き取るか、再生利用 に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取る場合(つまり、処理行 為自体からは利益を上げない場合)には、再生利用業に携わることができることとした。
- 8 再生利用業の事業に関する会計は、営利団体においては、当該再生利用業者の行うその他の事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理することが望まれる。(他の会計と一体となっている場合は当該事業の非営利性の認定ができず、指定の要件に合致することの確認が困難なため。)
- 9 第3項は、指定の有効期間を法の許可と同様5年としており、第5項も法の許可と同様、 更新の申請に対する処分がされるまでの間従前の許可が効力を有する(廃棄物処理を業とし て行うことができる)ことを規定するものである。

	規則	
(再生利用業の指定の申	請)	

- 第14条 条例第20条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による省令第9条第2号に規定する指定(以下「再生輸送業の指定」という。)の申請は、次に掲げる事項を記載した再生輸送業指定申請書(様式第4号)により行うものとする。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量
 - (5) 積替え又は保管を行うときは、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項 ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
 - エ 第20条の規定により準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号のホの規定による積替えのために保管することができる産業廃棄物の数量
 - オ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第1号のホの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のリの(2)の(1)の環境省令で定める高さのうち最高のもの
 - (6) 指定産業廃棄物(条例第20条第2項第3号に規定する指定産業廃棄物をいう。以下同じ。)の排出事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (7) 前号の指定産業廃棄物の処分について第3項に規定する再生活用業の指定を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに指定番号(指定を申請している場合にあっては、申請年月日)
 - (8) 再生品の利用方法
 - (9) 他に省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けている場合に あっては、これらの指定に係る都道府県名又は市名及び指定番号(これらの指定を 申請している場合にあっては、申請年月日)
 - (10) 省令第9条の2第1項第7号から第10号までに掲げる事項
- 2 前項の再生輸送業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - (1) 省令第9条の2第2項第1号から第9号まで及び第11号から第14号までに掲げる 書類及び図面
 - (2) 申請者が条例第20条第2項第2号のア及びイに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 条例第20条第3項の規定による再生輸送業の指定の更新を申請する者は、前項第1 号の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、省令第9条の2第2項第 1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。
- 4 条例第20条第1項の規定による省令第10条の3第2号に規定する指定(以下「再生活用業の指定」という。)の申請は、次に掲げる事項を記載した再生活用業指定申請書(様式第5号)により行うものとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - (5) 事業の用に供する施設について法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号

- (6) 保管を行うときは、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - アが所在地
 - イ 面積
 - ウ保管する産業廃棄物の種類
 - エ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(3)の規定による再生のために保管することができる産業廃棄物の数量
 - オ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のリの(2)の(p)の環境省令で定める高さのうち最高のもの
- (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (8) 事業の用に供する施設から排出される産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法
- (9) 第1項第6号及び第8号から第10号までに掲げる事項
- 5 前項の再生活用業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - (1) 省令第10条の4第2項第1号、第2号(最終処分場に係る部分を除く。次項において同じ。)、第3号、第6号及び第7号に掲げる書類及び図面
 - (2) 省令第9条の2第2項第6号から第9号まで及び第11号から第14号までに掲げる 書類及び図面
 - (3) 第2項第2号に掲げる書類
- 6 条例第20条第3項の規定による再生活用業の指定の更新を申請する者は、前項第1号の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、省令第10条の4第2項第1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

(再生利用業の指定の基準)

- 第15条 再生輸送業の指定に係る条例第20条第2項第1号(同条第4項及び条例第21条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - (2) 積替施設を有するときは、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
 - (3) 申請者が、産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - (4) 申請者が、産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 2 再生活用業の指定に係る条例第20条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の再生に適する処理施設を有すること。
 - (2) 保管施設を有するときは、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
 - (3) 申請者が、産業廃棄物の再生を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - (4) 申請者が、産業廃棄物の再生を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 3 再生活用業の指定に係る条例第20条第2項第6号(同条第4項及び条例第21条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 排出事業者から引き取られた指定産業廃棄物の大部分が再生に供されること。
 - (2) 排出事業者との間で指定産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立され、かつ、その取引関係に継続性があることが確実であること。

(再生利用業の指定証)

- **第16条** 知事は、再生輸送業の指定をしたとき又は条例第21条第1項の規定により当該 事業の範囲の変更の指定をしたときは、再生輸送業指定証(様式第6号)を交付しな ければならない。
- 2 知事は、再生活用業の指定をしたとき又は条例第21条第1項の規定により当該事業 の範囲の変更の指定をしたときは、再生活用業指定証(様式第7号)を交付しなければ ならない。

【趣旨】

指定の申請に必要な要件や指定証等、指定の詳細について法の処理業の許可に準じて規定したものである。

【解説】

- 1 指定するのに要する基本的な要件(施設、知識・技能、経理的基礎等)は、法の処理業 の許可と同様である。
- 2 この条例では、処理業の許可と異なり、省令第9条の2第3項又は第10条の4第3項に 相当する規定(いわゆる優良産廃処理業者に対する優遇措置)を置いていないため、申請 に当たって添付書類の省略ができることとなっていない。
- 3 この条例では、処理業の許可と異なり、省令第9条の2第5項又は第10条の4第5項に 相当する規定を置いていないため、先行する許可又は指定があった場合においても添付書 類の省略ができることとなっていない。

条例

(変更の指定等)

- 第21条 再生利用業者は、指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、知事の変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 再生利用業者は、前項の指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、 知事に変更の指定の申請をしなければならない。
- 3 前条第2項及び第7項の規定は、第1項の指定について準用する。
- 4 再生利用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- 5 再生利用業者は、法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号の口に係るものを除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人、同号のニに 規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が、同号のイ(法第7条第 5項第4号のイに係るものに限る。)に該当するおそれのあるものとして規則で定める者に 該当するに至ったときも、前項と同様とする。

【趣旨】

この条は、再生利用業者の指定の内容に変更があったときの手続について、処理業の許可業者に係る変更の許可申請又は変更の届出の手続に準じて規定したものである。

規則

(再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請)

第17条 条例第21条第2項の規定による再生利用業者に係る事業の範囲の変更の指定の

- 申請は、次に掲げる事項を記載した再生利用業事業範囲変更指定申請書(様式第8号)により行うものとする。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所 在地)
- (2) 指定の年月日及び指定番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理 能力
- (6) 変更に係る事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号
- (7) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (8) 省令第9条の2第1項第7号から第10号までに掲げる事項
- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、指定産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同条第2項第1号及び第3項中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第2項の規定により読み替えて適用される省令」と読み替えるものとする。
- 3 第14条第5項及び第6項の規定は、指定産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同条第5項第1号及び第6項中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第3項の規定により読み替えて適用される省令」と、同条第5項第2号中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第2項の規定により読み替えて適用される省令」と読み替えるものとする。

(再生利用業に係る変更の届出等)

- 第18条 条例第21条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 氏名又は名称
 - (2) 再生輸送業又は再生活用業の指定を受けた者に係る次に掲げる者
 - ア 法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人
 - イ 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5 以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 政令第6条の10に規定する使用人
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設(運搬容器その他これに類するものを除く。)並びにその設置場所及び構造又は規模
 - (5) 再生輸送業の指定を受けた者にあっては、次に掲げる事項
 - ア 第14条第1項の再生輸送業指定申請書に記載した再生活用業の指定を受けた者 イ 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 積替え又は保管を行う指定産業廃棄物の種類
 - (エ) 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第1号のホの規定による積替 えのために保管することができる指定産業廃棄物の数量
 - (オ) 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第1号のホの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のリの(2)の(p)の環境省令で定める高

さのうち最高のもの

- (6) 再生活用業の指定を受けた者にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する指定産業廃棄物の種類
 - エ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号の口の(3)の規定による 再生のために保管することができる指定産業廃棄物の数量
 - オ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号の口の(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のリの(2)の(σ)の環境省令で定める高さのうち最高のもの
- 2 条例第21条第4項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10 日以内に、再生利用業廃止(変更)届出書(様式第9号)により行うものとする。

(欠格要件に係る届出)

- 第19条 条例第21条第5項の規定による届出は、法第14条第5項第2号のイ(法第7条 第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号のハからホま で(法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るもの を除く。)のいずれかに該当するに至った日から14日以内に、次に掲げる事項を記載し た届出書を知事に提出して行うものとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 条例第20条第1項の指定の年月日及び指定番号
 - (3) 法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。) 又は法第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号の口に係るものを除く。)のうち該当するに至ったもの(次号において「当該欠格要件」という。)
 - (4) 当該欠格要件に該当するに至った具体的事由及び年月日
- 2 条例第 21 条第 6 項の規則で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり再生 利用業者の業務の継続が著しく困難となった者とする。
- 3 条例第 21 条第 6 項の規定による届出は、再生利用業者又はその者の法第 14 条第 5 項 第 2 号のハに規定する法定代理人、同号の二に規定する役員若しくは使用人若しくは同号 のホに規定する使用人が前項に規定する者に該当するに至った後、遅滞なく、第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。
- 4 知事は、前項の届出があった場合において、第1項に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

【解説】

- 1 規則第17条・第18条は、法の業許可の申請に準じて所定の事項を規定している。
- 2 規則第19条第1号の「氏名及び住所」は、事業者の氏名及び住所をいうものであり、欠格 要件に該当した者の氏名等は第4号の具体的事由として届け出るものである。
- 3 欠格要件のうち届出事項とならないものは次のとおり。
 - ① その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者(法第7条第5項第4号のチ該当)
 - ② 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(法第14条第5項第2号 のロ該当)

条例

(指定産業廃棄物の処理に関する基準)

第22条 再生利用業者は、指定産業廃棄物の処理を行うときは、規則で定める指定産業廃

棄物の処理に関する基準に従わなければならない。

【趣旨】

この条は、指定産業廃棄物の処理にあたっては法の処理基準を準用することを規定するものである。

規則

(指定産業廃棄物の処理に関する基準)

第20条 政令第6条第1項第1号(同号のロ、二及びへに係る部分を除く。)及び第2号 (同号のイ及び口に係る部分に限る。)の規定は、条例第22条の規則で定める基準について準用する。この場合において、政令第6条中「産業廃棄物」とあるのは、「指定産業廃棄物」と読み替えるものとする。

【解説】

この条は、政令第6条第1項で定める産業廃棄物の処理基準のうち、第1号に規定する収集 又は運搬の基準(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に係る部分を除く。)及び 第2号に規定する処分又は再生の基準(産業廃棄物の飛散及び流出防止、生活環境保全上の措 置、焼却及び熱分解設備の構造及び方法に係る部分に限る。)を準用することを規定している。

条例

(改善命令)

第23条 前条の基準に適合しない指定産業廃棄物の処理が行われたときは、知事は、当該 処理を行った再生利用業者に対し、期限を定めて、当該指定産業廃棄物の処理の方法の 変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

この条は、処理基準違反に対して行政命令を可能とする根拠規定である。

【解説】

改善命令の違反には罰則の適用がある(第59条第1項第1号参照)。

条例

(処理計画書等の提出)

- 第24条 再生利用業者は、規則で定めるところにより、指定産業廃棄物の処理に関する計画書を、毎事業年度開始前(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた日から1月以内)に、知事に提出しなければならない。
- 2 再生利用業者は、規則で定めるところにより、前事業年度における指定産業廃棄物の 処理の状況等に関する報告書を、毎事業年度終了後3月以内に、知事に提出しなければ ならない。

規則

(指定産業廃棄物処理計画書等の提出)

- **第21条** 条例第24条第1項の規定による提出は、指定産業廃棄物処理計画書(様式第10号) により行うものとする。
- 2 条例第24条第2項の規定による提出は、指定産業廃棄物処理状況等報告書(様式第10号) により行うものとする。

【趣旨】

再生利用業者に対し、処理に関する事業計画及び状況報告の提出を求めるものである。

【解説】

再生利用業者については、指定の前提要件として、取引関係が安定していて、業として継続

して廃棄物を扱うことができるということが必要であることから、国の通知(衛産第42号)においても、再生利用業者の責務として、処理計画や処理状況等について事業年度(再生利用業者の事業年度)ごとに報告すべきことが規定されている。

条例施行に伴い、様式を整備するものである。

条例

(事業の停止)

- 第25条 知事は、再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 法若しくは法の規定に基づく処分若しくはこの条例若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反する行為(以下この号及び第60条において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - (2) 第20条第2項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに適合しなくなったとき。
 - (3) 第20条第7項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。

(指定の取消し)

- **第26条** 知事は、再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。
 - (1) 法第14条の3の2第1項第1号から第4号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - (3) 不正の手段により第20条第1項の指定又は第21条第1項の変更の指定を受けたとき。
- 2 知事は、再生利用業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その指 定を取り消すことができる。

(名義貸しの禁止)

第27条 再生利用業者は、自己の名義をもって、他人に指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

【趣旨】

第25条から第27条までは、事業の停止命令、指定の取消、名義貸しの禁止について、法の処理業の許可の例にならって規定したものである。

【解説】

- 1 法の違反行為と同様の行為を再生利用業者が行ったとき、これまでは再生利用業者の取締 規定が無いため対応が困難であったところ、条例に規定することにより行政処分の対象となることが明確となった。
- 2 第25条第1号でいう、この条例に違反する行為とは、この条例の規定に違反する行為のすべてをいうものであって、第3章の規定に係る違反行為に限らない。
- 3 事業停止命令違反及び名義貸しについては罰則が科せられる。
- 4 第25条から第27条までは、法の規定に準じて適用する。

第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続

第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等

条例

(周辺地域への配慮)

- 第28条 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を設置する者及び産業廃棄物の処理を行う者は、その廃棄物の処理を行う施設(運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を除く。以下「廃棄物の処理施設」という。)の設置、変更又は維持管理に当たっては、周辺地域(当該廃棄物の処理施設の周辺の地域で生活環境の保全について配慮を要するものをいう。以下同じ。)の生活環境に及ぼす影響に十分配慮しなければならない。
- 2 前項に掲げる者は、関係住民(周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。)との良好な関係を構築するよう努めるとともに、関係市町村長(周辺地域を管轄する市町村長をいう。以下同じ。)又は関係住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努めなければならない。

【趣旨】

廃棄物処理施設の設置者(一般廃棄物処理施設にあっては市町村を除く。)及び産業廃棄物の処理を行う者(以下「処理業者」という。)に対し、施設周辺の地域の生活環境への配慮と、関係者(市町村長、住民)から環境保全協定の締結を求められたときは、誠実にこれに応ずべきことを規定するものである。

【解説】

- 1 この条の規定は、法の許可及び本章第2節の事業計画協議の要否にかかわらず、市町村が 設置する一般廃棄物処理施設(すなわち法第8条第1項の許可ではなく、法第9条の3の規 定による届出を要する施設)を除くすべての廃棄物の処理施設について適用される。
 - ただし、移動式の処理施設で廃棄物の排出場所においてのみ使用するものについては「周辺地域」自体が定めがたいものであるため、事実上この条項は適用されないこととなる。
- 2 第1項の「産業廃棄物の処理を行う者」は、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業、(特別管理)産業廃棄物処分業、使用済自動車再資源化法の許可を受けた者、再生利用業の指定を受けた者、いわゆる15条施設の設置の許可を受けた者(業許可の有無は不問)及び排出事業者でその産業廃棄物を自ら処理する者(法の業の許可又は施設の設置許可の有無を問わない。)をいう(無許可の処理業者はそもそも法違反なので、条例の適用について考慮する必要がないもの)。
- 3 第1項の「廃棄物の処理施設」は廃棄物の処理(分別、保管、収集、運搬、再生、処分等) を行う施設をいう。ただし、収集運搬業については、この条例上「廃棄物の処理施設」に当 たるのは積替保管施設のみである。
- 4 「周辺地域」の範囲は、別に示す「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」を元に、処理 業者の判断(事業計画協議を行った場合にあっては知事の意見を踏まえての事業者の判断) により決定するものである。
 - なお、いずれの場合においても周辺地域の範囲は条例の法的性質から県の区域(この条例 が適用されない長野市及び松本市の区域を除く。)に限られるものであること。
- 5 「生活環境」とは環境基本法第2条第3項に規定する生活環境と同趣旨のもので、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。
- 6 環境保全協定の締結は、当事者の意思の合致の上に成り立つべきものであり、行政がこれ を強制してはならないため、あくまでも「努力義務」としているものである。
 - しかし、環境保全協定を締結することにより、法で定める基準よりもきめ細かく地域の生活環境に対応することが可能となり、廃棄物処理施設と地域との共存と生活環境の保全の観点から極めて有益なものであることから、県としても環境保全協定の締結を強く勧めるもの

であって、正当な理由がないのに関係市町村長・関係住民からの締結申し入れを拒否する場合においては、当該処理業者に対し、指導をしていくものである。

規則

(関係住民)

第22条 条例第28条第2項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第28条第1項に規定する周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者
- (2) 前号に掲げる者のほか、条例第28条第1項に規定する廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者

【解説】

- 1 第1号の「農業、林業又は漁業を営む者」は、条例本則でいう「事務所若しくは事業所を 有する者」に相応するものであり、周辺地域内において反復継続して営農等をする者を関係 住民とするものである。
- 2 第2号は、施設所在地の隣接土地所有者等であって周辺地域外に居住する者等を想定するものである。

条例

(記録及び閲覧)

- 第29条 廃棄物の処理施設を設置する者で次に掲げるものは、規則で定めるところにより、 その廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量その他規則で定める 事項を記録し、これを当該廃棄物の処理施設を設置する事業場(当該事業場に備え置く ことが困難である場合にあっては、当該事業場の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、 関係住民、排出事業者又は工事発注者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- (1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を設置する者
- (2) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する者
- (3) 産業廃棄物処理業者等
- (4) 工事受注者で規則で定めるもの

【趣旨】

廃棄物の処理施設を設置する者に対し、処理に関する記録の作成・保存及び利害関係者への 閲覧を義務づける規定である。処理の状況等についての情報公開による地域住民の不安の払 拭・軽減ととともに、排出事業者・工事発注事業者がこの条例の第2章の規定による措置を講 ずる際に優良な処理業者を選択するための情報の入手を側面から支援するための規定である。

【解説】

- 1 この条の対象は前条第1項に掲げる者とほぼ一致するが、例えば機械器具製造業者で自ら 排出した産業廃棄物のみを処理する者(施設の設置許可を受けた者を除く。)については、 第28条の義務は課される一方、この条の義務は課されない。
- 2 この条例は閲覧者に対し義務を課すものではないが、閲覧により知り得た事柄を第三者に 提供し、又は公表することなどは、常識として厳に慎むべきである。

規則

(記録及び閲覧)

- **第23条** 条例第29条の規定による記録、備置き及び閲覧は、次により行うものとする。
 - (1) 条例第29条の規定による廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び 数量の記録は、各月ごとに行うこと。
 - (2) 記録は、次のアからウまでに掲げる記録する事項の区分に従い、当該アからウまでに定める日までに備え置くこと。
 - ア 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量 当該処理を行った日の属する月の翌月の末日
 - イ 次条第1号に掲げる事項 同号のウの測定の結果の得られた日の属する月の翌月

の末日

- ウ 次条第2号に掲げる事項 同号の点検を行った日の属する月の翌月の末日
- (3) 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
- (4) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。
- 2 廃棄物の処理施設を設置する者で条例第29条各号に掲げるものは、法第8条の4の規 定による記録(法第15条の2の4において準用する場合を含む。)をもって条例第29条に 規定する記録の一部に代えることができる。

(廃棄物の処理施設を設置する者の記録する事項)

- 第24条 条例第29条の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 廃棄物の処理施設を設置することに伴い生じる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水の測定を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 当該測定を行った位置
 - イ 当該測定を行った年月日
 - ウ 当該測定の結果の得られた年月日
 - エ 当該測定の結果
 - (2) 廃棄物の処理施設の点検を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 当該点検を行った日
 - イ 当該点検の結果

(記録等を行うことを要する工事受注者)

第25条 条例第29条第4号の規則で定める者は、自らその産業廃棄物を運搬し、又は処分する工事受注者(同条第1号から第3号までに該当する者を除く。)とする。

【解説】

1 第24条第1号の「廃棄物の処理施設を設置することに伴い」とは、設置の中途だけに限定する趣旨(つまり、施設の設置工事に伴い生じるものに限定する趣旨)ではなく、設置後も含まれる。

なお、ここにない項目でも測定をしたときは記録をすることが望ましい。

- 2 同条第2号の「点検」とは、単に施設の点検に限るものではなく、ばいじんの除去、修理 等を含む広汎な概念である。
- 3 第25条はいわゆる自社処理業者について、廃棄物処理に関しては許可業者と同様に記録閲覧を行うべきことを規定するものである。

条例

(閲覧に関する勧告)

第30条 知事は、前条各号に掲げる者が正当な理由なく同条の規定による閲覧を拒んだと きは、期限を定めて、閲覧の実施その他閲覧に必要な措置を講ずべきことを勧告するこ とができる。

【趣旨】

前条の規定の実効を担保するため、事業者が、正当な理由がないのに記録の閲覧を拒んだ場合 についての措置を定めるものである。

【解説】

- 1 「閲覧を拒んだとき」には、閲覧自体を全く認めない場合はもとより、閲覧を事実上に困難 にするような行為を行った場合も含まれる。
- 2 閲覧を拒否する正当な理由を例示すれば、概ね次のとおりである。
 - (1) 閲覧請求者が閲覧請求権を有することが明らかでないとき 例えば、「関係住民(その代理人又は使用人を含む。) である」と主張するのみでその

内容を明らかにする資料※を提示しないときや、排出事業者等であると称しながら所属・ 連絡先等を明確にしないときなどが想定される。

ただし、事業者において閲覧請求者が閲覧請求権を有することを明確に認識している 場合においてまで資料提示を要する趣旨ではないこと。

- ※ 例示すれば次のようなもの。なお、閲覧請求者は提示をするのみで足りること。
- ① 住所を有する関係住民 運転免許証その他の住所を記載した公的な身分証明書(写しを含む。)
- ② 事務所又は事業場を有する関係住民 事務所等を有することを疎明する書面(事務所等の所在地が周辺地域内にあることが 明記された名刺等)
- ③ 排出事業者又は工事発注事業者 名刺等
- ④ 工事発注事業者以外の工事発注者 身分証明書、名刺等
- ⑤ 規則第22条各号に定める者(①~④のいずれかに該当する者を除く。) 関係住民に当たること(生活環境の保全上の利害関係の内容等)を明らかにする書面
- (2) 事業者の休日又は営業時間外に閲覧請求されたとき及び閲覧が営業時間外に及ぶときこの場合において、所定の休憩時間は営業時間に含めない扱いとする。
- (3) 正常な営業に著しい支障を来すとき 閲覧者の介添えのために人員を割いた結果、従業員及び閲覧者の安全確保又は安全で 円滑な事業実施のために必要な人員が不足する場合等がこれにあたる。
- (4) 記録が存在しないとき

当月の処理に係る記録の閲覧を請求された場合など、そもそも閲覧に供すべき記録自体が存しないときをいう。

なお、別の者が請求に係る記録を閲覧中であるなどの場合もこれに準ずるものとする。

(5) 閲覧請求が不当な目的で行われたとき

極端な例を挙げれば、事業者の正常な営業を妨害することが目的であると推定されるような場合(周辺地域内のライバル企業の従業員による閲覧請求、同一人物が同一月の記録について毎日閲覧請求を繰り返す、等)がこれにあたる。

- (6) 天災その他特段の事情により記録を閲覧に供することが困難なとき 天災のほか、処理施設における事故対応等を想定するものであるが、行政機関による立入 検査(検査主体は廃棄物関係の行政機関に限らない。) もこれに含まれる。
- 3 同一の事情があるときに関係住民とそれ以外の閲覧請求者(閲覧請求権を有することが前 提)とで取扱いを変えることは許容されない。例えば、排出事業者については前日の閲覧請求 や口頭請求でも閲覧を認める一方で、関係住民については1ヶ月前に書面による請求がなけれ ば閲覧を認めないような扱いは許されないものであること。
- 4 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告の内容が公表される(第51条参照)。

第2節 事業計画協議

条例

(事業計画協議)

- 第31条 廃棄物の処理施設を設置し、又は変更しようとする者で次に掲げる許可又は指定の申請(以下「許可申請等」という。)をしようとするもの(以下「事業計画者」という。)は、その事業の用に供する廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理及びその許可申請等に係る事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容に関する関係住民等との合意形成を図るため、あらかじめ、知事にこの節の規定(事業計画者のうち第3号、第5号、第7号、第9号、第16号又は第18号に掲げる許可申請等をしようとするもの(次条及び第38条第2項において「産業廃棄物収集運搬事業計画者」という。)については、この条及び第38条から第49条までの規定)による協議(以下「事業計画協議」という。)をしなければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。
 - (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可
 - (2) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可
 - (3) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可
 - (4) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可
 - (5) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
 - (6) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
 - (7) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
 - (8) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可
 - (9) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
 - (10) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
 - (11) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可
 - (12) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可
 - (13) 使用済自動車再資源化法第60条第1項の規定による解体業の許可
 - (14) 使用済自動車再資源化法第67条第1項の規定による破砕業の許可
 - (15) 使用済自動車再資源化法第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可
- (16) 指定産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第20条第1項の規定による指定
- (17) 指定産業廃棄物の処分を業として行う者に係る第20条第1項の規定による指定
- (18) 指定産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第21条第1項の規定による事業の範囲の変更の指定
- (19) 指定産業廃棄物の処分を業として行う者に係る第21条第1項の規定による事業の範囲の 変更の指定

【趣旨】

この条は、法の許可等の申請に先立ち、知事への協議を求めるものである。

廃棄物処理施設の設置について、事業者と地元住民とが開かれた場で十分話し合い、地域の実情に即した施設設置・運営を図ること、また協議の過程を通じて、許可の要件(法第15条の2第1項第2号にいう「周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること」等)について、地域住民等の生活体験に基づく生活環境の保全上の意見によって、より適切に許可又は不許可の判断を行うこともこの制度の目的である。

【解説】

1 条例自体や規則で定める場合を除き、法若しくは使用済自動車再資源化法に基づく許可又 は再生利用業者の指定(変更の許可又は指定を含む。)を受けようとする者は、事前に知事 へ協議しなければならないことを規定するものである。

「廃棄物の処理施設を…変更し」とは、処理施設の内容の物理的な変更だけでなく、設置

に関する法令の適用関係を変更するとき※等を含む。

- ※ 例えば、自社処理のために用いていた施設を処分業の許可を取得して処分業のために使うときなど、生活環境保全上の支障の増大の可能性がある場合を想定している。規則第26条の解説も参照のこと。
- 2 「廃棄物の処理施設」は条例第28条で「運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を除く」ものと定義しているため、収集運搬業の許可又は再生輸送業の指定を受けようとする者にあっては、積替保管施設を設置する場合に限り協議義務が課せられる(ただし、計画概要段階の手続は不要)。
- 3 「許可又は指定を受けようとする者」を対象とする規定であるため、法の設置許可を要しない施設を設置して自らが排出した廃棄物のみの処理を行う者や、市町村(一般廃棄物処理施設を設置する場合)は、そもそも事業計画協議が不要となる。
- 4 許可又は指定に先立つ事前の規制であるため、届出については協議の対象とならない。 ただし、これは届出に先立って関係市町村長等との間に話し合いを持つことが不要である という趣旨ではなく、条例第28条の規定の趣旨(周辺地域の生活環境に対する配慮)等の観 点からも、変更内容等について十分周知を図ることが適当である。

規則

(事業計画協議を要しない者)

第26条 条例第31条ただし書の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 自ら排出した廃棄物のみを処理する処理施設を設置し、又は変更しようとする者で、条例第31条第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとするもの
- (2) 移動式の廃棄物の処理施設 (廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計したものをいう。) であって廃棄物の排出場所においてのみ使用するものを設置し、又は変更しようとする者で、条例第31条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号若しくは第10号から第15号までに掲げる許可又は同条第17号若しくは第19条に掲げる指定の申請をしようとするもの
- (3) 条例第31条第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号若しくは第15号に掲げる変更の許可又は同条第18号若しくは第19号に掲げる変更の指定の申請をしようとする者で、その変更により生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないと知事が認める変更をしようとするもの
- (4) 条例第31条第3号、第4号、第7号、第8号、第13号若しくは第14号に掲げる許可又は 同条第16号若しくは第17号に掲げる指定の申請をしようとする者のうち、当該許可又は指 定の更新の申請をしようとするもの
- (5) 条例第31条第3号、第5号、第7号若しくは第9号に掲げる許可又は同条第16号若しく は第18号に掲げる指定の申請をしようとする者で、次のいずれにも該当するもの ア 産業廃棄物の積替えを屋内のみで行う者
 - イ 特別管理産業廃棄物にあってはその全量を容器を用いて屋内で保管し、特別管理産業 廃棄物以外の産業廃棄物にあってはその全量を容器を用いて、又は屋内で保管する者
- (6) その他知事が認める者

【趣旨】

この条は、許可又は指定に際し、知事への事業計画協議の実施を要しない者について規定するものである。

【解説】

- 1 第1号は、「事業者自ら適正に処理すること」が法の原則であるため、廃棄物処理施設を 設置しようとする排出事業者(処理業の許可等は要しないが施設設置許可は必要な者)の協 議を不要とするものである。
- 2 第2号は、移動式の処理施設を使用する者で施設設置の許可又は業に係る許可を申請しようとする者の協議義務を免ずる規定である。

移動式の処理施設とは、車輪・無限軌道等の移動手段を備え(自走式・牽引式の別は不問)、

又は可搬のもの(車両等に搭載して移動することが可能な施設等)をいうが、このような施設を排出場所においてのみ使用する場合は、協議を行う際に重要な要素となる「周辺地域」の範囲が特定できないため、技術的に協議を行うことができないものである。

なお、移動式として設計された処理施設であっても、これを駐機場所その他特定の場所に 固定し、通常の処理施設と同様の形態で使用する場合にあっては周辺地域の範囲が確定でき るので、協議を行う必要がある。

3 第3号は、既に許可等を受けている業者が変更の許可等を申請する場合、例えば公害防止 装置のアップグレードを伴う等、結果的に周辺地域の生活環境への影響がより少なくするも のであれば、協議を不要とするものである。

なお、生活環境の保全上の支障が生じるおそれ(生活環境への負荷の増大)の有無は知事の判断事項であり、事業者において判断すべき事項ではない。

- 4 第4号は、既に許可等を受けている事業者が、事業内容の変更を伴わずに許可等を更新する際に当該事業者の協議の義務を免ずるものである。
- 5 第5号は、産業廃棄物の収集運搬を行う者(積替保管施設を設置する者)で、周辺地域の 生活環境に影響を及ぼすことがないと認められる積替保管を行う者については協議を不要 とするものである。
- 6 第6号は、知事が特に認めた場合に協議を不要とするものであって、次に掲げるような特 段の事情があるものに限られる。
 - (1) 大規模災害等の発生時等、大量の廃棄物について特に迅速な処理を行う必要があり、処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると知事が認めるとき。
 - (2) 法改正があった場合や、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理しようとする場合などで、実質的な業務内容(扱う廃棄物の性状並びに廃棄物処理施設であればその設置の場所、種類、処理能力、位置及び構造)は変更せずに、条例第31条の第1号から第12号まで及び第16号から第19号までの申請をしようとするとき(生活環境への負荷を増大させることとならないものと認められるときに限る。)。
 - (3) 既に条例第31条第3号、第4号、第7号、第8号、第13号、第14号、第16号及び第17号 の許可又は指定を受けている個人事業者が、法人化する場合であってそれら各号の許可申 請をしようとするとき。
 - (4) 既に条例第31条の事業計画協議を開始している者が、法人化や合併などをした場合であって、事業計画に変更が生じないとき。

条例

(事業計画概要書の提出)

- 第32条 事業計画者(産業廃棄物収集運搬事業計画者を除く。以下この条から第37条までにおいて同じ。)は、事業計画協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「事業計画概要書」という。)を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
 - (3) 廃棄物の処理施設の種類
 - (4) 処理を行う廃棄物の種類
 - (5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の 埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (6) 前条第2号、第6号、第10号、第12号、第15号又は第19号に係る許可申請等をしようとするときは、その変更の概要
 - (7) 周辺地域の範囲及びその根拠
 - (8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠
- (9) 関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会(以下「事業計画概要説明会」とい

- う。) の開催の日時及び場所
- 2 事業計画者は、前項の事業計画概要書を知事に提出したときは、直ちにその写しを当該事業計画概要書に記載された関係市町村長に送付しなければならない。

【趣旨】

- 1 事業計画協議は、大別して計画の初期の時点において行う段階と、計画の詳細な内容が煮 詰まった後に行う段階との2段階に分けられる。条例第32条から第37条までは、計画の初期 の時点(事業計画概要の段階)に関する規定である。
- 2 この条は、事業計画概要書に記載すべき事項及び送付先について規定するものである。

【解説】

- 1 第1項本文のかっこ内は、収集運搬に係る許可申請等を行う者(収運業者、再生輸送業者) について、事業計画概要段階(事業計画概要書の提出、概要説明会等の一切)を免ずる旨を 規定するものである。
- 2 周辺地域の範囲及びその根拠(第1項第7号)及び周辺市町村長・関係住民の範囲及びその根拠(第1項第8号)は、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」に沿って、まずは事業計画者が設定するものである。
- 3 事業計画概要説明会の開催日時及び場所(第1項第9号)は、「廃棄物の処理施設の設置 等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」に沿って、事業計画者が事前に必要な調 整を行った上で決すべきものであること。

規則

(事業計画概要書)

第27条 条例第32条第1項に規定する事業計画概要書(以下単に「事業計画概要書」という。)は、様式第11号によるものとする。

条例

(事業計画概要書の公表等)

- 第33条 知事は、前条第1項の事業計画概要書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要書を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 事業計画者は、前条第1項各号に掲げる事項を、その事業計画概要書に記載された関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。

【解説】

「相当数が知りうると認められる方法」については「廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」を参考に、事業計画者が適宜決すること。

規則

(事業計画概要書の公表)

- **第28条** 条例第33条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 条例第32条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 事業計画概要書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(事業計画概要書に対する関係市町村長等の意見)

第34条 第32条第2項の関係市町村長、前条第2項の関係住民又は事業計画概要書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、同条第1項の縦覧期間内に、第32条 第1項第7号から第9号までに掲げる事項について、知事に意見書を提出することができる。

【解説】

1 「生活環境の保全の見地からの意見を有する者」であれば、事業計画者が設定した周辺地域外の者(関係住民以外の者)でも知事に対して意見書を提出できるが、この条例は生活体験に基づく意見を求めることが主たる趣旨である。

なお、意見書の提出者については法人格の有無を問わない。(市町村長の認可を有しない 地縁による団体等の、いわゆる人格無き社団であっても、当該団体の名義で意見書を提出す ることができる。)

2 知事は、この意見書の内容を参考に事業者に意見通知することとなるので、意見の内容・ 根拠ともある程度具体的なものであることが望まれる。

なお、事業計画者は、当該地域の産業構造等を十分踏まえて、できるだけ多くの関係住民 が説明会に出席することができるよう、時期・回数・時間等に配慮すること。

規則

(事業計画概要書に対する意見書)

第29条 条例第34条の意見書は、様式第12号によるものとする。

条例

(事業計画概要書に対する知事の意見)

- 第35条 知事は、第33条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し事業計画概要書に記載された事項のうち次に掲げる事項についての意見を書面により通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。
 - (1) 周辺地域の範囲
 - (2) 関係市町村長及び関係住民の範囲
 - (3) 事業計画概要説明会の開催に関する事項

規則

(事業計画概要書に対する知事の意見の公表)

- 第30条 条例第35条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 条例第32条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第35条各号に掲げる事項についての知事の意見の概要
 - (3) 条例第35条の規定による通知をした年月日
- 2 第28条第2項の規定は、条例第35条の規定による公表について準用する。

【解説】

知事は、期日、会場など広汎に渡る意見を述べるが、具体的な日時までは指定しない。

(事業計画概要説明会の開催)

- 第36条 事業計画者は、前条の規定による通知を受けたときは、同条の知事の意見を尊重して、事業計画協議の対象となる周辺地域(以下「対象周辺地域」という。)の範囲、当該対象周辺地域に係る事業計画協議の対象となる関係市町村長(以下「対象関係市町村長」という。)及び関係住民(以下「対象関係住民」という。)の範囲並びに事業計画概要説明会の開催の日時及び場所を決定しなければならない。
- 2 事業計画者は、前項の規定による決定をした後に、事業計画概要説明会を開催しなければならない。
- 3 事業計画者は、前項の事業計画概要説明会を開催するときは、その日時及び場所を、 知事及び対象関係市町村長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象 関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなけ ればならない。

【解説】

- 1 知事意見を受けて事業計画概要書の記載内容を変更したときも、条例第47条に基づく変更 届が必要となる。
- 2 第3項の周知方法は事業計画者が対象関係地域の状況に鑑み、自由に選択できるものであるが、結果的に周知が不十分であった場合、知事から説明会等のやり直しを勧告されることがある。

なお、周知方法の例は説明会の開催方法等に関して別に定める「廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」において例示している。

規則

(事業計画概要説明会の開催通知)

第31条 条例第36条第3項の規定による通知は、事業計画概要説明会開催通知書(様式第13号)により行うものとする。

条例

(事業計画概要説明会の終了報告等)

- 第37条 事業計画者は、事業計画概要説明会(これが複数あるときは、その最後のもの) を終了し、又はその全部若しくは一部を開催しなかったときは、規則で定める事項を記 載した書面(以下「事業計画概要説明会終了報告書」という。)を知事に提出し、その写 しを対象関係市町村長に送付しなければならない。
- 2 知事は、前項の事業計画概要説明会終了報告書の提出があったときは、規則で定める ところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要説明会終了報告書を当該公表の日の 翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 対象関係市町村長及び対象関係住民は、前項の縦覧期間内に、事業計画概要説明会終 了報告書の内容について、知事に意見書を提出することができる。
- 4 第2項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、同項の縦覧期間満了の 日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し、事業計画概要説明会を開催する よう勧告することができる。
- 5 第1項及び第2項(その旨の公表に係る部分に限る。)の規定は、前項の規定による勧告に基づき事業計画概要説明会を開催した場合について準用する。

- 1 第2項の公表・縦覧は、事業計画概要書の公表・縦覧に準じて行う。
- 2 第3項の意見書は、縦覧期間内に知事に到達することを要する。
- 3 第4項の勧告は、事業計画概要説明会の実施内容等が不十分であり、説明会が実際には行われなかったのに等しいと知事が判じたとき(事業計画者の責に帰すべき事由がないときを除く。)に行うものである。

例示すれば、概ね次のような事情があったときがこれにあたる。

- 事業計画者の責任者(代表者や実質的な代表権のある役員)又はその代理人が正当な理由がないのに出席しなかった
- 事業計画者が一方的に説明を行うのみで、質問に対し資料を示して回答しなかった (資料を示すことができず、又は回答することができない理由を述べなかった)

ただし、第2点目については、この段階ではまだ事業計画の詳細が決まっていないことが 前提となっているため、質問への回答が不可能な場合やその内容が不確定な場合も当然あり うるものであり、この時点において示すことができない資料があっても当然に説明会再実施 の勧告に繋がるものではない。

4 第5項は、第4項の勧告に基づき事業計画概要説明をやり直したときの手続を規定したものである。第1項及び第2項中の公表に係る部分のみを準用しているので、この場合において事業計画概要説明終了報告書の縦覧及びこれに対する意見書の提出は行われない。

規則

(事業計画概要説明会終了報告書の記載事項等)

第32条 条例第37条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
- (3) 廃棄物の処理施設の種類
- (4) 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- (5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 事業計画概要説明会(条例第32条第1項第9号に規定する事業計画概要説明会をいう。以下この条において同じ。)の周知に関する次に掲げる事項
 - ア 周知の方法
 - イ 周知をした地域
 - ウ 周知をした期間
- (7) 事業計画概要説明会の開催に関する次に掲げる事項
 - ア 日時及び場所
 - イ 参加者数
 - ウ 説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名
 - エ 質疑の概要
 - オ 説明会の全部又は一部を開催しなかった場合にあっては、その理由
- 2 条例第37条第1項に規定する事業計画概要説明会終了報告書(以下この条において単に「事業計画概要説明会終了報告書」という。)は、様式第14号によるものとする。
- 3 事業計画概要説明会において説明のために使用した資料があるときは、その写しを事業計画概要説明会終了報告書に添付しなければならない。
- 4 第28条第1項及び第2項の規定は、条例第37条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第28条第1項第2号中「事業計画概要書」とあるのは、「事業計画概要説明会終了報告書」と読み替えるものとする。
- 5 条例第37条第3項の意見書は、様式第15号によるものとする。

条例

(事業計画書の提出)

- 第38条 事業計画者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「事業計画書」という。)を 知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地)

- (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
- (3) 廃棄物の処理施設の種類
- (4) 処理を行う廃棄物の種類
- (5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の 埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 第31条第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号、第15号、第18号又は第19号に係る許可申請等をしようとするときは、その変更の概要
- (7) 廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画その他の規則で定める事項
- (8) 対象周辺地域の範囲
- (9) 対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲
- (10) 事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間
- (11) 対象関係住民に対する事業計画に関する説明会(以下「事業計画説明会」という。) の開催の日時及び場所
- 2 前項の場合において、事業計画者は、同項の事業計画書を前条第2項の公表の日の翌日から起算して28日を経過した日以後(産業廃棄物収集運搬事業計画者にあっては、事業計画協議をしようとするとき)に提出しなければならない。ただし、同条第4項の規定による勧告に基づき事業計画概要説明会を開催したときは、その事業計画概要説明会終了報告書を提出した日の翌日以後に提出しなければならない。
- 3 事業計画者は、第1項の事業計画書を知事に提出したときには、直ちにその写しを対象関係市町村長に送付しなければならない。

【解説】

- 1 収集運搬業及び再生輸送業に係る事業計画協議はこの条に定める手続から協議開始となる。
- 2 対象周辺地域の範囲(第1項第8号)、対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲(第1 項第9号)は事業計画概要説明会の対象と同じである(収集運搬業及び再生輸送業にあって は、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」に沿って事業者が決する。)。
- 3 事業計画説明会の開催の日時・場所(第1項第11号)については対象関係市町村長等の意見を求めないこととしているが、日時等について関係者と事前調整することが望まれる。
- 4 第2項の期間は、縦覧期間(14日)及び知事が意見を発するまでの制限(14日)を考慮したものであり、この期間内に事業計画書を提出することはできない。

なお、事業計画者は、この期間を経過した後、直ちに事業計画書を提出しなければならないものではない。

規則

(事業計画書の記載事項等)

第33条 条例第38条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画
- (2) 廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (3) 廃棄物の最終処分場の事業計画(条例第31条に規定する事業計画をいう。)の場合にあっては、災害防止のための計画及び最終処分場を廃止した後の当該最終処分場の跡地の利用に関する計画
- (4) 廃棄物の処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- (5) 廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に関する規制の状況 に関する事項
- (6) 条例第31条第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとする場合にあっては、法第8条第3項又は第15条第3項に規定する調査の実施方法に関する事項

規則

- (7) 廃棄物の処理に伴い生じる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項
- 2 前項第1号の廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - (1) 排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - (2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - (3) その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項
- 3 第1項第2号の廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
- (1) 廃棄物の処理施設の位置
- (2) 廃棄物の処理施設の処理方式
- (3) 廃棄物の処理施設の構造及び設備
- (4) 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、 排出先等を含む。)を含む。)
- (5) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- (6) 悪臭の発散及び著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置
- 4 事業計画者は、条例第31条各号に掲げる許可又は指定の申請に係る添付書類のうち知事が必要と認めるものを事業計画書に添付しなければならない。
- 5 条例第38条第1項に規定する事業計画書は、様式第16号によるものとする。

- 1 第1項第3号のうち跡地利用計画の部分については、詳細な利用計画までを記すことを要するものではないが、少なくとも「緑地とする」「遊戯場とする」等その利用目的がわかる程度には記載すること。
- 2 第1項第7号の事項は、一般廃棄物・産業廃棄物の別を問わず記載すること。
- 3 第2項第1号の事項の「排ガス」等は例示であり、排ガスや放流水が存しない施設であっても騒音・振動・悪臭等について記載すること。(第3項第5号も同じ。)
- 4 第2項第2号の事項は、排ガス又は放流水が存する施設以外は記載不要だが、これ以外の 施設においても施設から排出される物質の測定頻度について記載することを妨げるもので ないこと。(第3項第4号も同じ。)
- 5 第2項第3号の「その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項」の内容は、概ね次の 事項について記載するものとする。
 - (1) 週のうち廃棄物の処理を行う日及び時間
 - (2) 処理する廃棄物の1日当たりの最大処理量及び最大搬入量の見込
 - (3) 1 日当たりの廃棄物搬入及び搬出車両数の最大数の見込
 - (4) 施設の点検の方法、頻度等に関すること
 - (5) 従業員の配置や教育に関すること等
- 6 第4項の規定により添付すべき書類は、案件に応じて知事が個別具体的に決定するものであること。

(事業計画書の公表等)

- 第39条 知事は、前条第1項の事業計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、事業計画協議が終了するまでの間、当該事業計画書を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、事業計画書を事業場(当該事業場 に備え置くことが困難である場合にあっては、事業計画者の最寄りの事務所)に備え置 き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなけ れば、閲覧を拒んではならない。

【解説】

- 1 知事は事業計画書の提出があったときは直ちに公表・縦覧を行うものである。
- 2 第2項の「正当な理由」は、第30条の記録の閲覧に関する解説において述べたところに準 じるものであり、閲覧者の安全確保のための必要性等、正当な理由があれば閲覧を拒むこと ができる。

なお、事業計画書を閲覧できる期間には限りがあるため、閲覧のための事前申し込み等の 手続を整備する際は注意を要する。

規則

(事業計画書の公表)

- **第34条** 条例第39条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 条例第38条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第11号までに掲げる事項
 - (2) 事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 第28条第2項の規定は、条例第39条第1項の規定による公表について準用する。

【解説】

- 1 第1項は事業計画書のうち処理施設の維持管理の計画や生活環境影響調査の方法に関する部分(条例第38条第1項第7号)を除き公表する旨の規定である。なお、これらの部分についても縦覧は行うものであり、事業者においても閲覧させなければならないものである。
- 2 環境影響評価条例等に定める手続とこの条例に定める事業計画協議とは別の手続であり、 事業計画協議を行ったことにより環境影響評価条例等に定める手続が不要となるものでは ない(その逆の場合も同じ。)。

条例

(事業計画説明会の開催)

- 第40条 事業計画者は、第38条第1項の事業計画書を知事に提出した後に、事業計画説明 会を開催しなければならない。
- 2 事業計画者は、前項の事業計画説明会を開催するときは、その日時及び場所を、知事及び 対象関係市町村長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象関係住民の相 当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

【解説】

- 1 「事業計画書を知事に提出した後」とは、知事が事業計画書を受け付けた後をいうものであり、例えば事業計画者が郵便ポストに事業計画書を投函した時をいうものではないこと。
- 2 事業計画説明会の開催方法等の詳細については、事業計画概要説明会の開催に係る解説を 参考とすること。

規則

(事業計画説明会の開催通知)

第35条 条例第40条第2項の規定による通知は、事業計画説明会開催通知書(様式第13号)により行うものとする。

(事業計画に対する対象関係市町村長等の意見)

第41条 対象関係市町村長、対象関係住民又は事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業計画説明会(これが複数あるときは、その最後のもの)の終了の日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業計画についての意見書を事業計画者に送付するとともに、その写しを知事に提出することができる。

【趣旨】

事業計画に対する意見は、まずは事業計画者が自発的にこれに対応するべきであることから、事業計画者に直接申し述べるべきことを規定したものである。

【解説】

- 1 「生活環境の保全の見地からの意見」は、基本的に生活体験に基づくものを想定している が、学術的・専門的な観点から意見を述べることも可能である。
- 2 意見書の正本は事業計画者に提出すること(知事に写しを送るのみでは有効な意見書とならない。)。
- 3 匿名の意見書等、形式的記載事項を具備していない意見書は無効であること。
- 4 最後の事業計画説明会終了日の翌日から起算して30日以内に事業計画者に到達することが必要である。
- 5 対象関係市町村長の意見については事業計画者に尊重義務を課しており、そのためには事業計画者が何をなすべきかが明確である、具体的な内容の意見の提出が必要となる。

規則

(事業計画に対する意見書)

第36条 条例第41条の意見書は、様式第17号によるものとする。

条例

(見解書)

- 第42条 事業計画者は、前条の意見書の送付を受けたときは、当該意見書に対する見解を 記載した書面(以下「見解書」という。)を対象関係市町村長に送付するとともに、当該 見解書の内容を、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象 関係住民に周知しなければならない。
- 2 事業計画者は、前項の見解書の作成に当たっては、前条の対象関係市町村長の意見を 尊重しなければならない。
- 3 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、第1項の見解書を事業場(当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、事業計画者の最寄りの事務所)に備え置き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなければ、閲覧を拒んではならない。
- 4 事業計画者は、見解書及び前条の意見書の写し(同条の意見書が送付されなかったときは、その旨を記載した書面。次項及び第44条第1項において同じ。)を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該見解書及び意見書の写しを当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 1 第1項の周知方法については、事業計画概要説明会に係る周知方法に準じること。
- 2 見解書は、意見書ごとにではなく、類似した意見を取りまとめて一括してこれに対する見解を述べることが可能である。

規則

(見解書)

- 第37条 条例第42条第1項に規定する見解書は、様式第18号によるものとする。
- 2 第28条第2項及び第34条第1項の規定は、条例第42条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、第34条第1項第2号中「事業計画書」とあるのは「見解書及び意見書の写し」と読み替えるものとする。

条例

(見解書に対する対象関係市町村長等の意見)

第43条 第41条に掲げる者は、前条第5項の縦覧期間内に、同条第1項の見解書について の意見書を知事に提出するとともに、その写しを事業計画者に送付することができる。

【解説】

この条では、正本は知事に送付し、事業計画者には写しを送付できるという、条例第41条と 逆の構図になっているので注意すること。

規則

(見解書に対する意見書)

第38条 条例第43条の意見書は、様式第15号によるものとする。

条例

(事業計画に対する知事の意見)

- 第44条 知事は、第42条第4項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があったときは、同条第5項の縦覧期間満了の日の翌日以後に、事業計画者に対し、次に掲げる事項についての意見を書面により速やかに通知しなければならない。
 - (1) 対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項
 - (2) 合意形成の方法に関する事項
 - (3) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の規定により通知したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表し、その書面を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

規則

(事業計画に対する知事の意見の公表)

第39条 第28条第2項及び第30条第1項の規定は、条例第44条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第30条第1項第1号中「第32条第1項各号」とあるのは「第38条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第11号まで」と、同項第2号中「第35条各号」とあるのは「第44号第1項各号」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第44条第1項」と読み替えるものとする。

条例

(公聴会の開催)

第45条 前条第1項の場合において、知事は、対象関係市町村長、対象関係住民、事業計画者等の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

【解説】

公聴会は、関係市町村長等や専門家の意見を直接聴く必要があると知事が判断したとき等に行うものである。

規則

(公聴会)

- **第40条** 知事は、条例第45条の規定により公聴会を開催しようとするときは、その期日の 3週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告すると ともに、意見を聴く必要があると認めた者にその旨を通知しなければならない。
- 2 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の10日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに、指定した者にその旨を通知するものとする。
- 5 公聴会においては、前項の規定による指定を受けた者以外の者は、意見を述べることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
- 6 公聴会において意見を述べる者が意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言するとき、 又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をするときは、 議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 7 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を 作成し、これに署名押印しなければならない。

【解説】

- 1 第3項の規定による届出は、公聴会の期日の10日前までに公聴会を主催する所に到達する ことが必要である。
- 2 第5項の許可は、公述の申し出が無かった者で知事が必要と認めた専門の学識経験者等を 対象とするものである。
- 3 規則に定めるところによるほか、必要な事項は別に定める。

(参考) 公害紛争処理制度について

地域との合意形成は許可に当たって法律上必須の条件とまではされていないが、前述の「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」においても、排出事業者が処理業者を選定する際のチェックリストの一項目として「地域住民との関係」の項があるなど、地域との関係は重要である。

合意形成をはかるうえでは、公害紛争処理制度の活用が可能な場合がある。公害紛争処理制度には、次の手続がある。詳しくは県庁環境部環境政策課(026-235-7169)まで問い合せのこと。

なお、あっせん以外については所定の手数料がかかる。

■あっせん■

あっせん委員が、当事者の**自主的解決**を援助、促進する目的で、その間に入って仲介し、 紛争の解決を図る手続

■調 停■

調停委員会が、当事者の間に入って話合いを積極的にリードし、**双方の互譲に基づく合意**によって紛争の解決を図る手続であり、一番多く利用されている。

■仲 裁■

当事者が、裁判所において裁判を受ける権利を放棄して、紛争解決を仲裁委員会の判断に委ね、その判断に従うことを約束(仲裁契約)することによって、紛争の解決を図る手続

当事者の合意によって、都道府県の公害審査会等ではなく、**国の公害等調整委員会に申** 請することもできる。

条例

(最終見解書の提出)

第46条 事業計画者は、第44条第1項の規定による通知を受けたときは、同項の知事の意見に対する見解を記載した書面(次項及び第48条第3項において「最終見解書」という。)

を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の最終見解書の提出があったときは、その写しを対象関係市町村長に送付するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該最終見解書を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

規則

(最終見解書)

第41条 条例第46条第1項に規定する最終見解書は、様式第19号によるものとする。

2 第28条第2項及び第37条第2項の規定は、条例第46条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第37条第2項第2号中「見解書及び意見書の写し」とあるのは「最終見解書」と読み替えるものとする。

条例

(事業計画の変更)

- 第47条 事業計画者は、事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとすると きは、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとす るときは、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業計画者に対し、この節に規定する手続の全部又は一部を再度実施すべきことを勧告することができる。
- 3 事業計画者は、前項の規定による知事の勧告があったときは、第1項の規定による届 出の内容を対象関係市町村長に通知するとともに、対象関係住民の相当数が知り得ると 認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

【解説】

- 1 第1項は、事業計画概要書及び事業計画書のすべての記載事項の変更について適用となる ものであり、説明会の開催日時の変更等も届出の対象となるものであること。
- 2 第3項は、知事が事業計画者に対し協議をやり直すべき旨の勧告を行った際に、当該事業 計画者が行うべき行為について規定したものである。周知の方法については事業計画概要説 明会の周知方法に準ずる。

規則

(事業計画変更届出書)

第42条 条例第47条第1項の規定による事業計画の変更の届出は、事業計画変更届出書 (様式第20号)により行うものとする。

条例

(事業計画協議の終了)

- 第48条 事業計画者は、その事業計画を廃止するときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。
- 3 事業計画協議は、第1項の規定による届出又は第46条第1項の規定による最終見解書の提出があったときに、終了するものとする。

【解説】

廃止した事業計画であっても、内容を変更して再度事業計画協議にかけることができる。ただし、この場合は必ず事業計画概要書(収集運搬業・再生輸送業に係るものにあっては事業計画書)の提出からやり直しとなる。

規則

(事業計画廃止届出書)

- **第43条** 条例第48条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、事業計画廃止届出書(様式第21号)により行うものとする。
- 2 条例第48条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 条例第38条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) 条例第48条第1項の規定による事業計画の廃止の届出のあった年月日
- 3 第28条第2項の規定は、条例第48条第2項の規定による公表について準用する。

条例

(事業計画協議に関する勧告)

- 第49条 知事は、事業計画者が事業計画協議を行わずに許可申請等をしたときは、事業計画協議を行うべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、事業計画者が第44条第1項の知事の意見に従わずに許可申請等をしたときは、 期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告するこ とができる。

- 1 この条の勧告は排出事業者等に対して情報提供する行政指導に該当すること。
- 2 「事業計画協議を行わず」とは、協議手続の全部又は一部を行わずに許可申請した場合をいう。
- 3 説明が不十分である場合など、外形的には手続を行っているが協議の実質が伴わない場合 については第44条の知事意見で対応し、これに違背して申請してきたときは第2項により勧告することとなる。
- 4 第2項の「第44条第1項の知事の意見」は、同項第1号の事項に係るものはもとより、第2号又は第3号についても適用される場合がある。
- 5 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容が公表される(第51条参照)。

第5章 雑則

条例

(行政処分の公表等)

- 第50条 知事は、法又はこの条例の規定に基づく処分を行ったときは、当該処分を受けた 者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 地)並びに当該処分の内容を速やかに公表しなければならない。
- 2 知事は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために、排出事業者等から求めがあった ときは、法又はこの条例に違反する行為に対する行政指導の内容に関する情報の提供を 速やかに行わなければならない。

【趣旨】

行政処分の公表、行政指導の内容に関する情報提供を迅速に行う旨を規定するものであり、 これによって排出事業者等が優良な処理業者を選択することで、適正な廃棄物処理を確保する ことを目的とする規定である。

【解説】

- 1 第2項の情報提供とは、排出事業者等から請求があった場合においては行政指導についても内容を教示することであり、県が自ら行政指導の内容を公表するものではない。
- 2 行政指導の内容は重大なものから軽微なものまで様々なレベルがある。第2項の規定に基づき提供する行政指導は重大な行政指導として、知事名又は地域振興局長名をもって公文書でなされた行政指導をいう。
- 3 提供する情報は長野県情報公開条例で公開することが可能とされたものに限る。

条例

(勧告の公表)

第51条 知事は、第12条、第15条、第17条、第19条、第30条又は第49条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

勧告内容を公表される者の意見陳述の方法等必要な事項は別に定める。

条例

(報告の徴収)

第52条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、排出事業者、産業廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者、土地所有者等、木くずチップを保管又は使用する者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分又は木くずチップの保管若しくは使用に関し、必要な報告を求めることができる。

【趣旨】

この条例の施行に必要な報告を求める規定であり、法第18条に相当する条文である。

条例

(立入検査)

第53条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、排出事業者、産業 廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者、木くずチップを保管若しくは使用す る者その他の関係者の事務所、事業場、運搬車、運搬船その他の場所、廃棄物の処理施 設のある土地若しくは建物、廃棄物の不適正な処理が行われ、若しくは不適正な処理が 行われた疑いのある土地若しくは木くずチップの保管の場所若しくは使用の場所に立ち

- 入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは木くずチップの保管若しくは使用に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、 又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物、廃棄物であることの疑いのある物若しくは木くずチップを無償で収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に 提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

規則

(身分を示す証明書)

第44条 条例第53条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第22号によるものとする。

【趣旨】

この条例の施行に必要な立入検査に関する規定であり、法第19条に相当する条文である。

条例

(実績報告)

- 第54条 第2条第4号のアからエまでに掲げる者は、毎年6月30日までに、前年度における産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。
- 2 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法 律施行令第7条第14号に掲げる産業廃棄物の処理施設を除く。)の設置の許可を受けた 者は、毎年6月30日までに、前年度における産業廃棄物の処分及び当該産業廃棄物処理 施設の状況に関し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

【解説】

- 1 第1項により産業廃棄物の処理実績について報告する義務があるのは、法の処理業(収集 運搬又は処分の業)の許可を受けた者である。したがって、排出した産業廃棄物のみを自ら 処理する事業者については、第2項に規定する場合を除いて報告義務を有しない。
- 2 第2項の規定により産業廃棄物の処理実績について報告する義務があるのは、法の施設設置許可を受けた者である。したがって、業の許可の有無にかかわらず(排出した産業廃棄物のみを自ら処理する事業者であっても)、報告義務を有する。ただし、最終処分場については法第15条の2の3でインターネット等による公表が義務づけられているため条例の報告義務対象から除外している。
- 3 この条の違反について罰則は用意していないが、廃棄物行政の展開上極めて重要な報告であり、正当な理由がないのに提出を怠っていると認められる場合は、条例第52条の規定による報告徴収に移行することがある。

規則

(実績報告)

- **第45条** 条例第54条第1項の規定による報告は、条例第2条第4号のア及びウに掲げる者にあっては産業廃棄物運搬実績報告書(様式第23号)、同号のイ及びエに掲げる者にあっては産業廃棄物処分実績報告書(様式第24号)により行うものとする。
- 2 条例第54条第2項の規定による報告は、産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書(様式第25号)により行うものとする。

条例

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第55条 その事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満で

- ある事業場を県内に設置している事業者(次項において「準多量排出事業者」という。) は、毎年6月30日までに、規則で定めるところにより、当該事業場に係る産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 準多量排出事業者は、毎年6月30日までに、前項の計画の実施の状況について、知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による計画の提出及び前項の規定による実施状況の報告があったときは、規則で定めるところにより、これらを公表しなければならない。

【解説】

- 1 500トン以上1,000トン未満の産業廃棄物を排出した事業者に対しても、行政指導で減量等計画の策定・報告を求めてきたが、このような事業者の計画も縦覧を可能とするものである。
- 2 第1項の「前年度」とは、準多量排出事業者の事業年度にかかわらず、前年の4月1日から当年の3月31日までの一年間をいう。
- 3 第2項の「実施の状況」は、前々年度に策定した計画を前年度においてどのように実施したかを記載するものであり、同様に4月1日から3月31日までの間を基準とする。

規則

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

- **第46条** 条例第55条第1項の規定による計画の提出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理計画書(様式第26号)により行うものとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 計画期間
 - (3) 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
 - (4) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - (5) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - (6) 産業廃棄物の分別に関する事項
 - (7) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - (8) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
 - (9) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
 - (10) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項
- 2 条例第55条第2項の規定による報告は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第 27号)により行うものとする。
- 3 条例第55条第3項の規定による公表は、同条第1項の規定による計画の提出及び同条 第2項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する ことにより行うものとする。

条例

(国等に関する適用除外)

第56条 第14条及び第16条の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める団体が工事発 注事業者となる場合については、適用しない。

規則

(工事発注事業者及び工事受注者の講ずべき措置に係る適用除外)

第47条 条例第56条の規則で定める団体は、公益財団法人長野県下水道公社とする。

【趣旨】

国等は万一不適正な処理がなされた場合に十分責任を取りうること、また当然に事前の確認 措置を行うものであるから、工事発注事業者の責務についての条例の規定を適用せず、それに 合わせて工事受注者についても説明義務を適用しないこととしたものである。

【解説】

この条の規定により適用除外される部分は工事発注事業者の講ずべき措置関係のみであり、その他の条項については民間事業者と同様に適用となる。

条例

(適用除外)

第57条 この条例の規定は、長野市及び松本市の区域については、適用しない。

【解説】

長野市及び松本市は県と同等の権限を持つものであることから、同様にこの条例も適用しないこととした。したがって、長野市及び松本市の区域はこの条例に関しては県外の地域と同じ取扱いとなる。

条例

(補則)

第58条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

規則

(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

条例・規則とも、実施に必要な細目部分について別に定めることができる旨の規定である。

第6章 罰則

条例

(罰則)

- 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に 処する。
 - (1) 第7条、第10条、第23条又は第25条の規定による命令に違反した者
 - (2) 第20条第8項又は第27条の規定に違反した者
- (3) 第21条第1項の規定に違反して、変更の指定を受けないで、指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者
- 2 第21条第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第14条第2項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- (2) 第21条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第29条の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者
- (4) 第52条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第53条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

【趣旨】

条例の効力を担保するため、一定の行為や不作為について罰則をもって臨むものである。

条例

(両罰規定)

- 第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人 又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を 罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金 刑を科する。
- (1) 前条第1項第3号 100万円以下の罰金刑
- (2) 前条第1項第1号若しくは第2号、第2項又は第3項 同条の罰金刑

【趣旨】

禁止行為について利益を受けるのは、行為者を使用する法人等であることから、条例の効力を担保するため、当該法人等についても法と同様に罰則を適用するものである。

【解説】

- 1 行為者だけでなくそのような行為を命じた法人又は個人に対しても、行為者と同じ罰金を 科すものである。
- 2 法人や個人の業務に関係して行われた行為であれば、当該法人等が行為者に実際に命令したかどうかは問われない。また、当該法人等の使用人が行為者に命じた場合(例えば、中間管理職が従業員に命令をしており、社長はそれを知らなかったような場合)であっても、当該法人等は責任を免れない。

条例

(過料)

- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第55条第1項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
 - (2) 第55条第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【趣旨】

条例の効力を担保するため、多量排出事業者に対する法の規定と同様に準多量排出事業者に対して罰則を適用するものである

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けている者は、この条例の施行の日に、第20条第1項の規定により指定を受けたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規 則で定める。

【解説】

- 1 第1項の規則は施行日を定める規則として別に定める。
- 2 第2項は、この条例の施行の日において省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する知事の指定を受けている者については、この条例の規定により条例施行日に再生利用業の指定を受けたものとみなす規定である。

みなし指定のため、指定の際には再生利用業の指定要件を満足していたものとして扱われるが、施設の現状や処理の状況がこの条例で準用する法の定める基準に違反している場合において改善命令等の行政処分の対象とならないことを意味するものではないこと。

規則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次項の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)第5条の規定により提出されている再生利用産業廃棄物収集運搬業指定申請書又は再生利用産業廃棄物処分業指定申請書は、それぞれ第14条第1項の規定により提出された再生輸送業指定申請書又は同条第3項の規定により提出された再生活用業指定申請書とみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

- 1 第1項は、この規則の施行日を条例の施行日に併せて平成21年3月1日とするものである。 (条例の施行日は条例の施行日を定める規則(平成20年規則第43号)により3月1日としている。)
- 2 第2項は、規則の施行の日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める従 前の手続に従い申請書を提出している場合の処理に関する規定である。要すれば、従前の申請書 はこの条例の手続に基づき提出された申請書として扱うこととするものであるが、必要に応じて 補正等を求めることを妨げる趣旨ではない。
- 3 第3項は、この条例・規則の施行に伴い、法施行細則の一部について、関係条文及び関係様式 の削除又は修正(これまでに行われた法改正等を受けた技術的な修正を含む。)を行うものであ る。

【追加の附則】

附 則 (平成23年3月17日条例第10号·平成23年3月31日規則第11号)

条例

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の廃棄物の適正な処理の確保に関する 条例(以下「旧条例」という。)第20条第1項の規定により指定の申請をしている者に対 する指定の基準については、この条例による改正後の廃棄物の適正な処理の確保に関す る条例(以下「新条例」という。)第20条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の 例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の指定を受けている者に対する新条例第 26条第1項の規定による指定の取消しに関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

【解説】

第2項及び第3項は、再生利用業者の指定の申請及び取消しについて、条例改正に伴う経過措置 を定めたものである。

規則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第46条第4項を改め、同項を同条第3項とする改正規定(同条第4項を改める部分に限る。)は、平成23年10月1日から施行する。

【解説】

この規則の施行日を改正条例の施行日に併せて平成 23 年 4 月 1 日(インターネットの利用による公表の部分は平成 23 年 10 月 1 日)とするものである。

附 則(平成27年3月19日条例第14号・平成27年3月31日規則第28号)

条何

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

規則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月7日規則第41号)

規則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月17日条例第11号・令和元年12月12日規則第30号)

条例

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

捐目

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和2年12月21日条例第41号)

条例
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月21日条例第7号)

条例
本 //i
この条例は、令和7年6月1日から施行する。